

大阪市社会福祉主事資格認定講習会

＝人権問題＝
野宿問題を中心に

釜ヶ崎資料センター
松繁 逸夫

2006年11月

社会福祉主事とは

市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める

援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(社会福祉法第18条)

社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、**人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり**、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

(社会福祉法第19条)

厚生労働大臣の指定する「34科目」のうち3科目以上履修が条件。一般大学で履修することのできる科目(社会学・心理学・経済学・教育学など)があるため、これらを履修しても「社会福祉主事」の任用資格を得ることができます。

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)－1

●人権尊重の民主主義教育の具体的・中心課題としての同和教育

1965年8月11日 同和対策審議会答申

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。(前文・一部)

池田勇人内閣－1960年7月～1964年11月

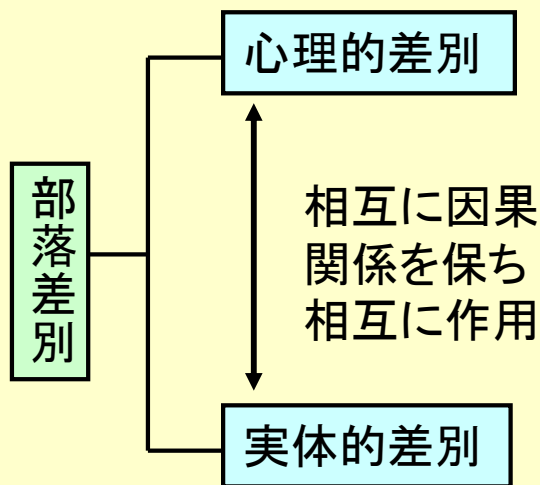
社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)－2

●人権尊重の民主主義教育の具体的・中心課題としての同和教育

1965年8月11日 同和対策審議会答申

人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。

同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。



心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長する

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)ー3

●人権尊重の民主主義教育の具体的・中心課題としての同和教育

1965年8月11日 同和対策審議会答申

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、**過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。**

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする**総合対策でなければならない**のである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として**統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。**

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要が認められる。(第3部 同和対策の具体案)

1871年(明治4年)身分解放令

「穢多非人等ノ称廢セラレ候条、自今身分職業共平民同様タルベキコト」

明治4年に、「平民同様タルベキコト」と言うことで、身分が解放された。この解放令が出たために、部落の人たちの生活上の権利は大幅に認められるようになった。

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)ー3

●人権尊重の民主主義教育の具体的・中心課題としての同和教育

1965年8月11日 同和対策審議会答申

A 社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施しなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。

B 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別はふるい因習や迷信と無関係ではあり得ない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。

C 同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば、多年の懸案である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は、このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進されなければならない。

経済成長とともに展開する社会開発計画について 一佐藤栄作 1964年7月演説

佐藤栄作

〈第61・62・63代〉



佐

明治34年3月27日生
昭和50年6月3日死去(74歳)
出生地：山口

ここ数年間にわれわれが体験したことは、技術革新と近代化の嵐のなかで深刻な社会的摩擦と社会変動がおこっていることだ。そして、はなやかな経済成長の半面で国民生活のうえに大きな“ひずみ”が生じ、繁栄のなかの新しい貧困が問題となつた。

経済政策と一体になつて実施される社会的努力のプログラム(ソーシャル・プランニング)が必要である。バランスのとれた経済発展と社会開発によつて「暮しやすい生活環境」と「豊かで愛するに足る国土」が
つくられる。

1960年 安保条約反対闘争・三井三池闘争・所得倍増計画

1961年 第1次釜ヶ崎暴動・国民皆保険体制

1962年 貿易の自由化・キューバ危機

1963年 「三ちゃん農業」・ケネディ大統領暗殺

1964年 東京オリンピック・海外観光旅行自由化

1965年 「期待される人間像」-中央教育審議会

1966年 ビートルズ来日

総理在職期間

[第1次] 昭39.11.9~昭42.2.17 831日

[第2次] 昭42.2.17~昭45.1.14 1,063日

[第3次] 昭45.1.14~昭47.7.7 906日

在職通算日数 2,798日

総理就任時年齢:63歳・65歳・68歳

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)－4

●人権教育のための国連10年(国連総会決議)採択 1994年12月23日

国連総会は、「国連憲章」と「世界人権宣言」にこめられた基本的で普遍的な原則に導かれ「世界人権宣言」第26条が、「教育は人間の人格の完成並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を指向する」と定めていることを再確認する。

人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学びまたその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程であることを国連総会は確信している。

また、あらゆる年齢の女性及び男性の尊厳と両立しうる発展の概念に人権教育が寄与すべきことをも確信するものである。そのなかには、子ども・先住民族・マイノリティ・障害者など社会を構成する多様な人々への配慮が含まなければならない

6 政府・非政府の教育関係機関に対して、行動計画において勧告されているように、とりわけ各国人権教育計画を準備しそれを遂行することによって、人権教育プログラムの確立と実施に向け努力を傾注するよう強く求める。

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)ー5

●「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日ー人権教育のための国連10年推進本部

政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

社会福祉主事資格認定講習と人権問題(人権教育の関係)ー6

●「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日ー人権教育のための国連10年推進本部

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

6) 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

人権問題の中の重要課題－1

●「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日－人権教育のための国連10年推進本部

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

野宿問題は、どこに ? その他 ?

人権問題の中の重要課題－2

●「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の推進状況

平成17年(2005年)9月16日－人権教育のための国連10年推進本部

平成9年7月に本国内行動計画を取りまとめてから8年が経過したが、この間、本国内行動計画に基づき関係府省において所要の施策が着実に推進されてきているものと認識している。また、平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された。

3. 重要課題への対応

「人権教育のための国連10年」国内行動計画において重要課題として掲げられた、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人々などの問題に対して、平成16年度において以下のように取り組んだところである。

野宿問題は、どこに ? その他 ?

人権問題の中の重要課題－3

●「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の推進状況

平成17年(2005年)9月16日－人権教育のための国連10年推進本部

3. 重要課題への対応

(10) その他

- 犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害等
- 性的指向(異性愛, 同性愛, 両性愛)に関する人権
- ホームレスの人権等
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 性同一性障害者に関する人権

ホームレスの人権等＝野宿問題？

人権—法律が決める？ 社会が決める？ 人が決める？

人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]

平成18年1月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)

1. 人権及び人権教育について

(1) 人権は「人々、が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される(人権擁護推進審議会答申(平成11年)、以下「審議会答申」という)。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

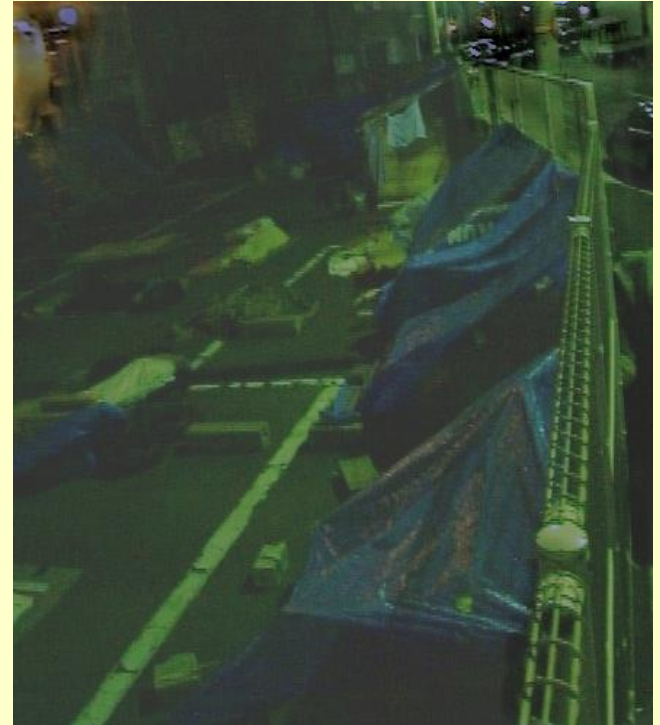
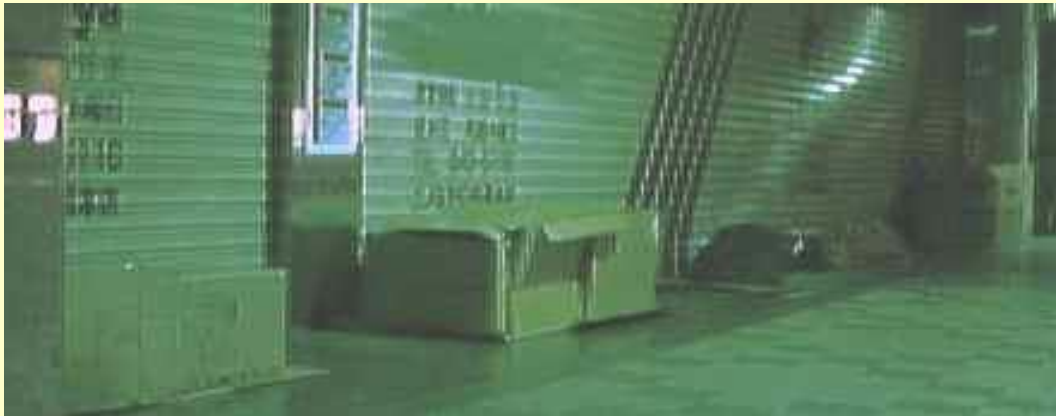
しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。例えば、人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、要するに「人の持つ権利」を意味する。したがって、人権を理解するには、人としての尊厳と価値を踏まえながら、人とは何か、権利とは何かを具体的に考えなければならない。

人権の具体的な内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる権利がある。そして同時に、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれている。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的な関係にある。



「ホームレス」の人権て、なに。「ホームレス」=人？



「ホームレス」は人を指す人称代名詞ではなく、状態を指す言葉

homeless

ADJ ○家のない, よるべのない, 無宿の, 住所不定の○ホームレス

形容詞 (Adjective, *adj.*または*a.*) 形動○homeless

Homelessness N ○家のないこと

ほーむれす・ぴーぷる【ホームレス・ピープル】名○homeless people(N)

home-less

1 without a home:家なしで:

*Thousands of people have been **made homeless**.*

何千人もの人々を住所不定にしました。

2 *the homeless [plural] people who have nowhere to live, and who often live on the streets*

生きる場所を持たないで、しばしば路上で生活する住所不定の人々

—*homelessness* noun [*uncountable*] 家のないことの名詞

home

N ○家, 家庭, 生まれ, 親許, 古里, 郷里, 郷土, 生地, 家内, 世帯, 出身地, 住まい, ホーム, 本宅

<例> [There is no place like home] わが家にまさるところはない

homeとhouseの違いhomeは「家庭」のこと, houseは「家屋」という建物をさすので, ときに同じhouseの中にhomeがいくつもあり得ることになる

故郷, 本国

<例> [My home is Hokkaido] 私の故郷は北海道です

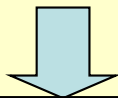
(動物・植物などの)生息地, 産地, 本場

英語を日本語化したときの不都合ー1

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (定義)

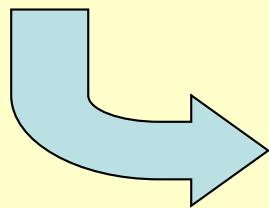
2002年7月

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。



ホームレス=者(人)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。



ホームレス=状態

ホームレス=人(人称)

状態・人

ホームレス

英語を日本語化したときの不都合ー2

ホームレス=野宿 ではなく、rough sleeper=野宿者

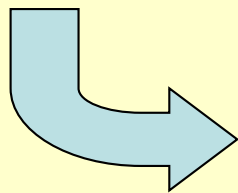
sleep rough: British English to sleep outside with nothing to protect you from the weather, especially because you have no home to live in

睡眠あふれ者: [あなたには住んでいる家が全くないので、天気からあなたを保護するもの無の外での睡眠]へのイギリス英語

Making the homeless count? ホームレスの総計を出すには？

enumerating **rough sleepers** and the distortion of homelessness'

野宿者と家のないことのひずみを数え上げます。



Homeless = rough sleepers + (α)



e·nu·mer·a·tion /列挙, 数えあげること
.2 目録, 覧表.

dis·tor·tion /a ゆがめること; ゆがみ, ねじれ.

「ホームレス状態」にあるとされる集団－EU加盟国の共通認識

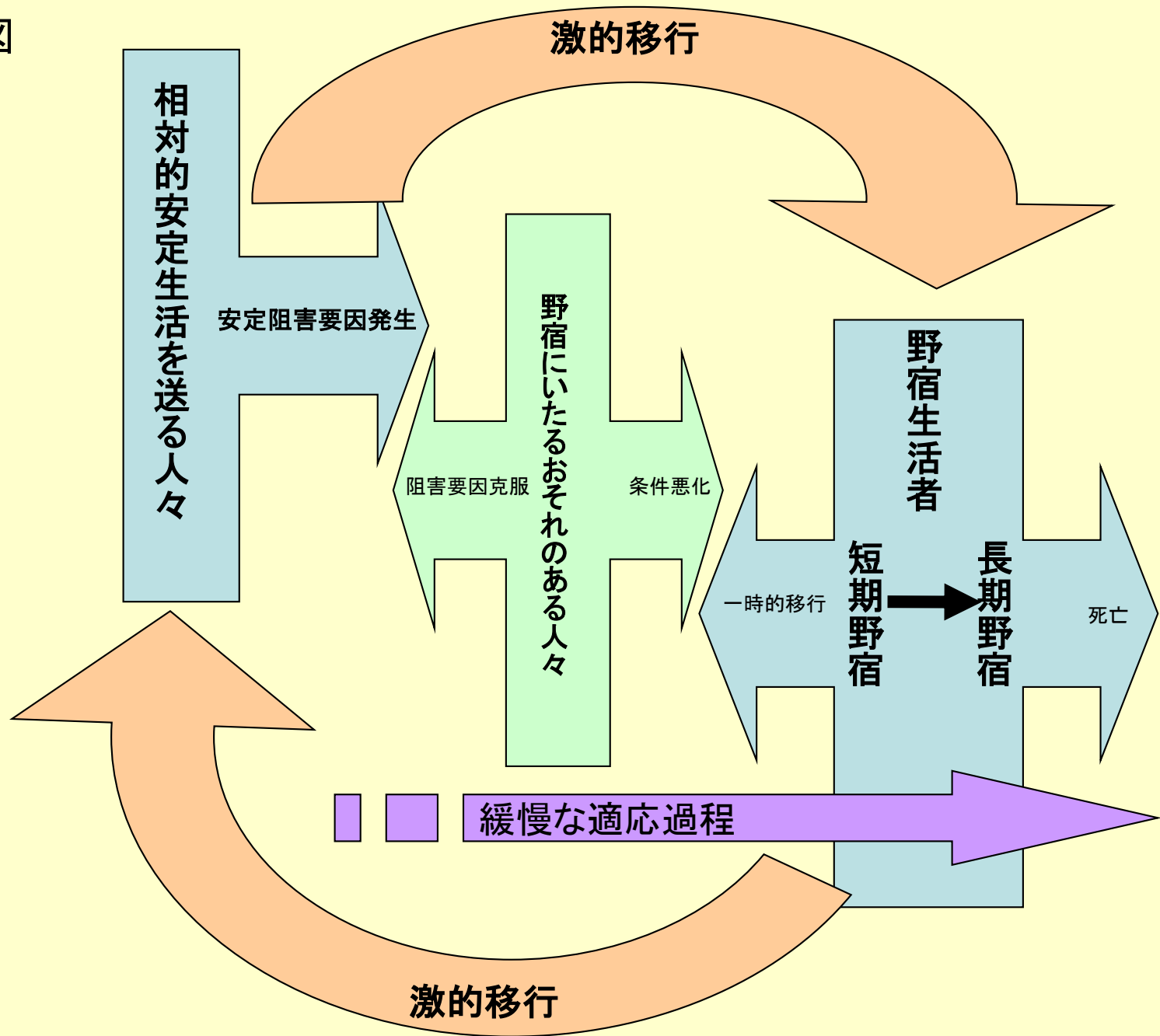
- ①極度のホームレス状態にある人々（私的な住居homeをもたないすべての人々または世帯）
- ②極度のホームレス状態に陥る危険のある人々（私的な住居を失う危険が間近に迫っている人々または世帯）
- ③住宅をめぐる排除housing exclusion の状態にある人々（過密住宅、質の悪い住宅、剥奪を受けた都市域での居住といった、住宅をめぐる排除の深刻な形態のもとで生活しているすべての人々）

欧州におけるホームレス生活者支援のNPO（ひいてはホームレス生活者支援を担当する行政当局）がこうした広い概念を採用するようになったのは、上記の3つの集団の間の垣根が流動的であり、③から②へ、②から①へという移行が実際に生じているからである。したがってそれは、より劣悪な状態への移行を未然に防止するような「予防的アプローチ」の必要性を示唆しているのであり、現に欧州各国では野宿状態やホームレス状態を予防するための施策が発展してきた。【欧米のホームレス問題・上巻・第1編第3章・法律文化社】

	ロンドン	東京23区	
人口	約730万人	約805万人	
ホームレス状態にある人々	28,589世帯 法の基準により 認定された ホームレス	生活保護法による施設居住	893人
		社会福祉事業法による宿泊所居住	3,402人
		民間の簡易宿泊所（ドヤ）	8,892人
		家賃滞納者（都営住宅だけ）	24,056世帯
		住宅以外の建物に居住する準世帯	5,000世帯
		老朽修理不能専用住宅居住世帯	24,100世帯
		住居無く入院している社会的入院の人々	?人
	400～620人	野宿生活者	5,700人

「野宿生活者への居住支援」中島明子(和洋女子大学教授)
 特定非営利活動法人西山卯三記念すまい・まちづくり文庫ホームページの
 「レター12号(2001.06.01)」より作成・東京は2000年数字

概略図

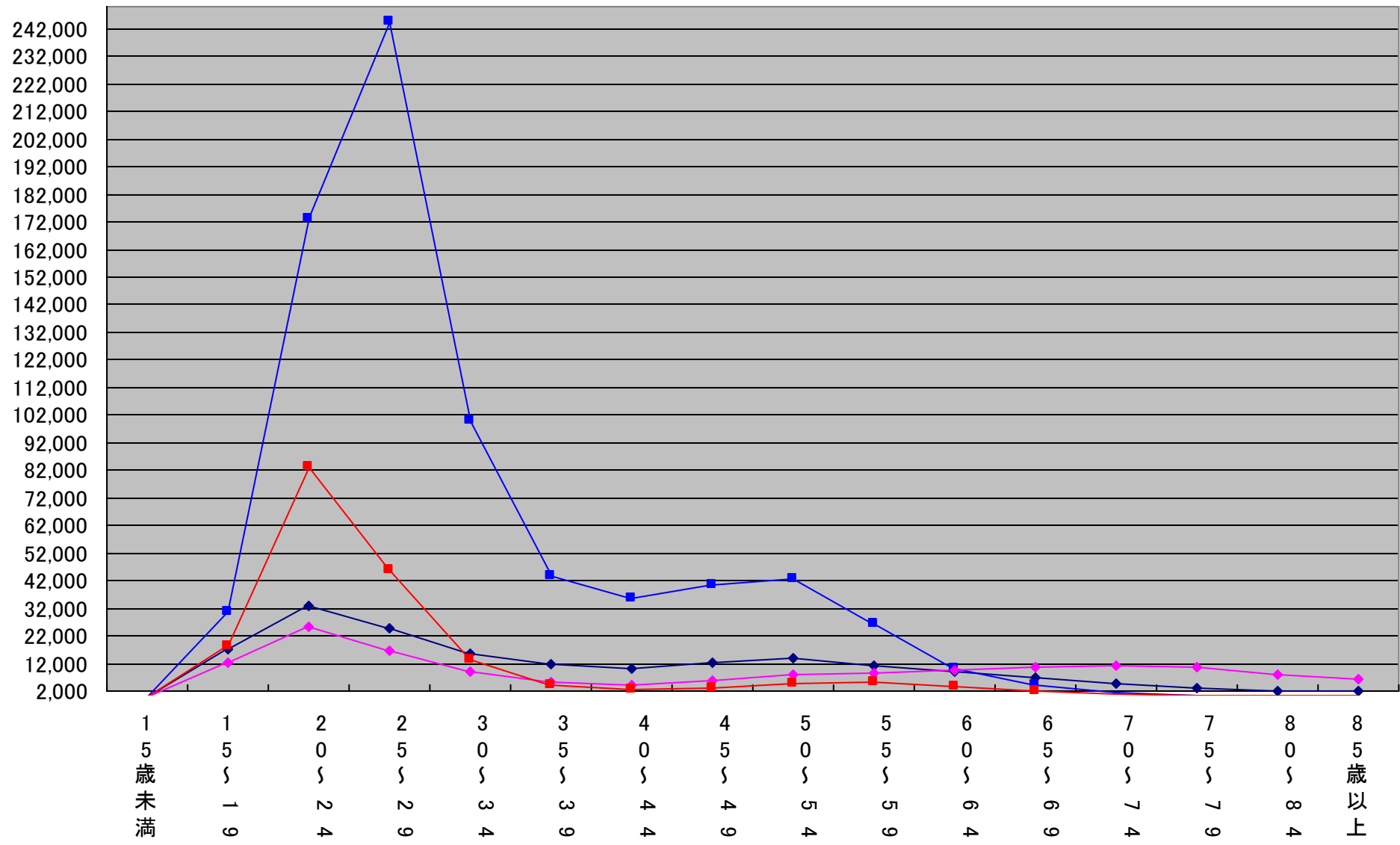


同居先が倒産・雇用保険が切れる・高齢で家業が・・

知人宅同居など	55歳・女性・東大阪	10年前から病気がちとなり、お金がなくなった。1年前から家を出て、トランク一つで転々としている。
	59歳・男性・？町	目が悪くなって働けなくなり、蓄えがなくなった。2年前より知人宅で世話になっている。知人の会社が倒産し、知人宅を出なければならなくなった
	35歳・男性・大阪	雇用保険受給終了後アルバイトでつないだ。現在は友人宅に1ヶ月。友人が引っ越すため居場所がなくなる。所持金1万円。
	50歳・男性・大阪	失業中。父親の所に居候状態。日払いで即仕事に就けるところはないか。
	43歳・男性・羽曳野	自営業を廃業。借金返済・離婚に向けて話し中。現在妻の実家に同居しているが、すぐに出なければならない。
	？歳・男性・高石	兄は元々不登校・引きこもりで、数年前に母親が亡くなるまでは母親が面倒を見ていた。現在まで1年間妹が援助。
家賃滞納	41歳・男性・大阪	商売に失敗。妻子は実家。債務は銀行との間で返済を続けているが、かなり返済が困難となってきている。体調が悪く、一旦会社に入ったが、「健康診断」でひっきり退職。
	66歳・男性・大阪	一年前まで自営業。息子が一人いるが結婚しており、別世帯で、援助を求められない。夫婦とも年金がない。
	58歳・男性・大阪	昨年12月会社(営業)をリストラされた。求職期間中家賃滞納となった。1月19日に就職。給与の支払いは月末締めで2月10日払い。どうにかつなぎを。

◆ 間借り男性 ■ 寮男性 ◆ 間借り女性 ■ 寮女性

2000(平成12)年国勢調査



再び 人権—法律が決める？ 社会が決める？ 人が決める？

人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]
平成18年1月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)

人権

人々、が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利
人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利

人権の具体的な内容

- 人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障
- 法の下での平等
- 衣食住の充足などに関わる権利
- 人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれている。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的な関係にある。

収入＝生活保護基準以上

相対的安定生活を送る人々

安定阻害要因発生

安定した収入源の喪失

安定した人間関係の喪失

阻害要因克服

野宿にいたるおそれのある人々

条件悪化

野宿生活者は安定した住居を持たないし、食も欠乏しがちだ。
だから、人権が損なわれている。
当然、補填されるべき。
でも、人としての努力の評価抜きでは……

の声も……

収入＝生活保護基準以下

家賃＝4万2千円

生活費＝8万円

計＝12万2千円

住居の喪失

野宿生活者

食の欠乏

一時的移行

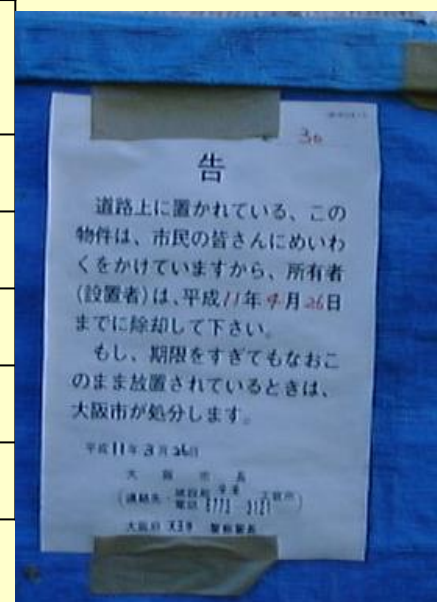
短期野宿

長期野宿

死亡

表3 問3 どのようにして寝(野宿)場所を作っていますか。

	人数	%	有効 %
廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設	1,109	51.3	54.4
ダンボール等を利用して寝場所をつくっている	472	21.8	23.2
簡単に敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている	254	11.7	12.5
寝場所は特につくらない	91	4.2	4.5
その他	111	5.1	5.4
有効回答数	2,037	94.2	100.0
無回答	126	5.8	
合計	2,163	100.0	



2003(平成15)年全国調査





登録

西成労働福祉センター

あいりん高齢日雇労働者等

55歳以上

輪番紹介

2005年度登録者2,784人

寝場所2004年5月 1,884人調査

雇用

55歳以下	0.6%
55～59歳	43.6%
60～64歳	43.4%
65～69歳	9.8%
70歳以上	2.7%

夜間宿所	600人
テント・仮小屋	206人
アーケード・軒下	191人
簡易宿泊所	222人
アパート・マンション	118人
その他	9人

釜ヶ崎支援機構

就労

就労現場

事業費提供

提供

大阪府・大阪市

- * 1日5,700円(弁当代を引くと5,300円×月平均3日就労=15,900円)
- * 2004年5月調査での平均月収=25,812円
- * 1週間の内1食も食べられなかった日が1日でもあったもの=212人(11.3%)
- * 1日1食食べているもの=60.6%
- * 毎日3食食べているもの=27.8%







あいりん臨時緊急夜間避難所

三角公園石舞台上から見た全貌（最下段）。左写真はシャワー。右及び上は内部、二段ベット。光って見えるのは畳の上に敷かれた断熱銀マット。





2004年1月22日開所

(三徳寮東)

萩之茶屋緊急臨時夜間避難所



腰掛け式便器も設置された。シャワーの脱衣部分も部屋内に



一組ごとに間仕切りされた二段ベッドが一フロアーに44人で4階建て5棟で440人利用可能。

2004年5月夜間宿所利用者アンケート 回答者 869人

年齢

30歳以下	0.5%
30歳代	4.3%
40歳代	12.1%
50歳代	53.5%
60歳代	28.5%
70歳以上	1.2%

利用期間

平均値

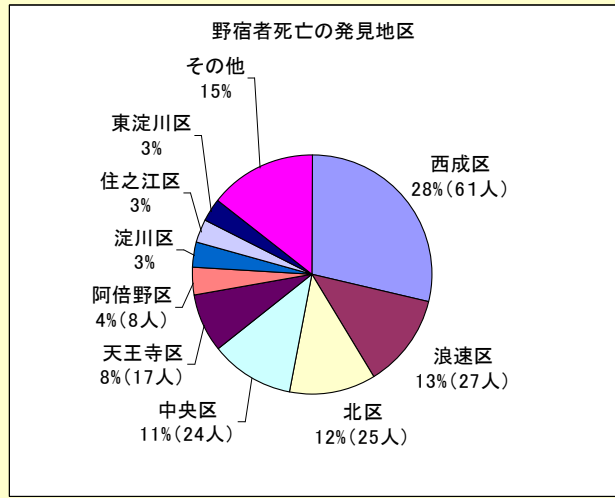
今日が初めて	1.5%	
～日前から	12.4%	10.9日前
～ヶ月前から	29%	3.2ヶ月前
～年前から	57.1%	2.7年前

利用頻度：ほとんど毎日＝64.5%

「野宿生活者は気楽」は、本当か一路上死の現実

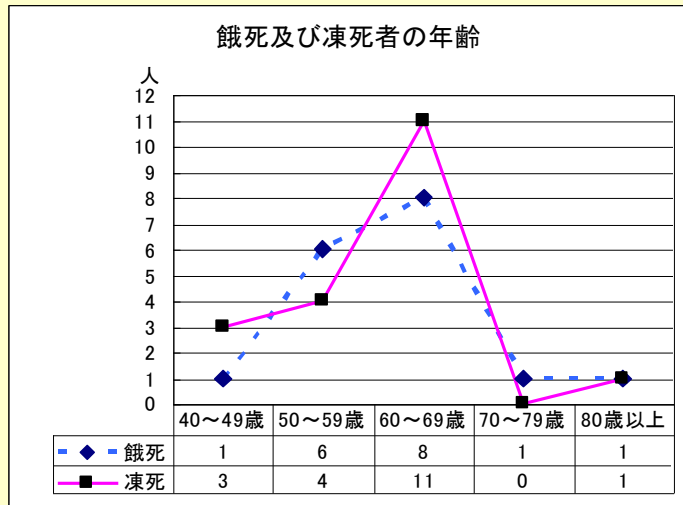
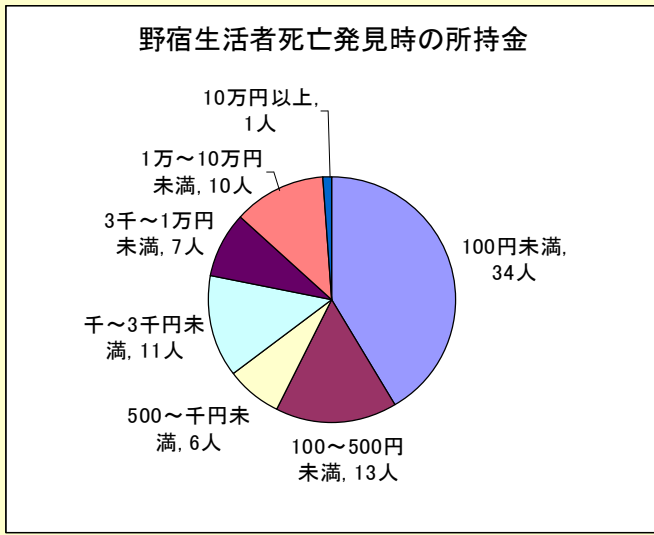
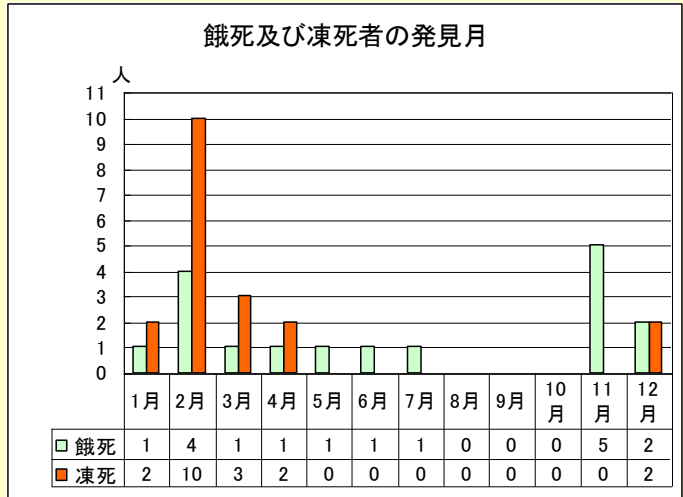
「大阪市における野宿者死亡調査」

2000年の路上死 213例の分析結果から……



死亡時年齢

30歳未満	2人
30～39歳	8人
40～49歳	34人
50～59歳	87人
60～69歳	69人
70～79歳	10人
80歳以上	3人



大阪市野宿者(男)の標準化死亡比

(2000年全国男=1)

死因	観察死亡数	標準化死亡比
総死因	209	3.56
心疾患	38	3.34
自殺	29	6.04
肺炎	18	4.52
結核	13	44.42
肝炎・肝硬変	12	4.12
脳血管疾患	10	1.13
悪性新生物	7	0.25
胃・十二指腸潰瘍	3	8.57

* 男の209例を対象とし、総数は1998年の大阪市内野宿生活者概数調査結果の8660人とした。

「標準化死亡比」というのは耳慣れない言葉ですが、「総死因」を例に単純に説明すると、野宿生活者は、そうでない人々の3.56倍高い確率で死んでいるということになります。

発見場所	人数	パーセント
路上	111人	52.1%
公園	51人	23.9%
河川敷	17人	8.0%
駅・地下街	11人	5.2%
水中	4人	1.9%
空き室	3人	1.4%
その他	16人	7.5%

死亡直前の生活状況	人数	パーセント
テント	39人	19.1%
布団・毛布	23人	11.3%
段ボールハウス	19人	9.3%
車両	9人	4.4%
小屋	8人	3.9%
空き室	3人	1.5%
その他	7人	3.4%
不詳	96人	47.1%

「大阪市における野宿者死亡調査」研究者

黒田研二 (大阪府立大学・社会福祉学部)

坂井芳夫 (大阪府監察医事務所)

逢坂隆子 (四天王寺国際仏教大学国際仏教研究所)

的場梁次 (大阪大学大学院社会医学専攻法医学講座)

※研究と資料提供にこの場を借りて謝意を表します。

『路上での死は、人の死の一つの形態であり、個人の生き方・個人のそれまでの生き様に関わることであり、人権問題一般で語ることはできない。

路上で死を迎えたからといって、その人の一生が、不幸であったとはいえない。一生懸命生きた結果であれば、他人が評論すべきことではない。』



い。
しかし、死せる人は語らない。
これも生きている者からする評論に過ぎない。
そう考えたい。そう考えなければやりきれぬ。
しかし、死せる人は語らない。



拒否すれば検挙



地下街の入口に張り込められた。顔写真や指紋をられた人も多い

大阪・ミナミの繁華で、喧嘩する浮浪者全員を対象に、大阪府警南署が「浮浪者」作成の名指紋採取と顔写真の撮影をしている。この十一日、明らかになった。同署は浮浪者や町の汚穢などいくつかの目的を挙げ、あまて木の下解法を行って

美観・治安へ顔写真も

「人権問題」と批判の声

リスト作成作業はの七日後から始られ、十日までに約百人分を作った。最終的には七、八人になると同署はみている。

作業者は、同署警備の警員数人が一組になり南区内のアーケード街、高麗路の高架下、公園などを巡回。獲っている浮浪者から氏名、年齢、本籍など完備してカードに記入し、指紋を取り、氏名と生年月日、ナンバーを添付した紙を持たせて「半身の写真を撮っている。

浮浪者が多いと苦情があったためともいって、今年十月の大城築城四十年まは、このアーケードが、南区内の御堂筋中心に行われ、同署は町のクリーン作戦を強化。浮浪者のリスト作成へ出たといふ入念さは、八日前一時、仙田一人と藤筋の歩道で起きた。五人の制服警官に囲まれ、「要死事件があったので」と説明され、調査を受けた。所持品の検査を受け、写真撮影後、調査済

反対の運動している労働組合などから「人権問題」と批判の声が上がっている。

見逃さない問題だ。森井洋西大教授(刑事訴訟法の)は、任意に調査に協力しないのは罰則はないが、法廷での争いは検察の有利で、知識のない者に検査を押しつけているのでは事実上の強制だ。本署に浮浪者法違反の容疑があるのなら、検挙後に写真撮影、指紋採取などの必要は手続と定めてきた。胸の

事例1 虹の街入口 39才

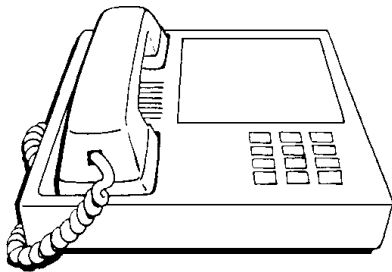
- ①5月17日午前1時半、心齋橋アーケードで寝ている時。
 - ②わら半紙の半分位の紙に、氏名、生年月日。番号C-14。
 - ③何かあった時のためやっている。役所の方に知らせるためだ。外で寝ている人が多いので協力してくれ。
 - ④本籍、氏名、生年月日。血液型をきかれB5ぐらいの用紙に左指(人さし指)の指紋をとられた。
- 備考-仕事がない。梅田から難波に来た。

事例2 虹の街 42才 佐●た

- ①先おとといやられた。1時すぎ、戎橋筋
- ②34番。
- ③バタヤが集まって残パンを出さないと言われたが、誰か知らんかと聞かれ、自分が疑われたと思った。
- ④住所、どこからきたかを聞かれた。最初、指印しないと云ったら、あんた何か悪いことしたのかと言われ、指紋10本とられた。

今の繁栄する日本で、大の男が、
アパートにも住めず、食べるのにも
困っているというのは、本人がよほ
ど**グウタラでナマケモノ**だからなん
でしょう。そんな人達に、**人権なん
かあるんですか**。あなた達はど
うつもりで騒いでいるんですか。

なぜ野宿して
いるか、ご存じ
ですか



私は“浮浪者”に知り合いはい
ないし、関心もない。そんなこと
、知りたくもない。

週刊新潮の“東京情報”欄には、次のように書かれていた。

朝日新聞の記事は、『これはもう「報道」というより、悪意ある「威嚇」もしくは社会に対する「挑戦」ではないか。』

『市民の苦情のタネになって』おり、『このままではミナミの繁華街にまともなお客が寄りつかなくなるし、治安上も大問題だということで、住民が立ち上がって』いるし、『浮浪者というのは、その存在自体が犯罪なのだ』から、『さっさと検束なり検挙なりして排除すべき存在である。』

『午前一時に歩道で寝ている人間に、どんな権利があるというのだ。権利というのは、義務を果たして、みんなと協調している人間に、はじめて生じるものなのだ。』(83年5月26日号)

浮浪者襲撃 8年前から

横浜で浮浪者を殺した少年たちは、今世論のフクロだたきにあっていますが、あの子どもたちを一方向的に責める大人たちもずるいと思います。駅の人が浮浪者にバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようにどなったりしているのをたびたび見ました。大人が悪いお手本を見せながら、今になって理性の弱い少年たちを血祭りに上げているみたい。(1983年2月20日 毎日新聞・ホットライン欄)

新たに少女ら60人自供

横浜 スリル満点、面白かった

三カ月前に横浜で、子どもたちによる浮浪者連続襲撃・殺人事件が起きたが、神奈川県警の七日までの調べで、浮浪者襲撃は実は、少なくとも八年前、昭和五十年ごろに始まり、その後小学生、中学生の間ですと続々と行われていたことが明らかになった。同県警はすでに、浮浪者を襲ったとみられる少年百数十から事情を聴いており、このうち女子を含む六十人近くが、「襲ったことがある」と認めている。先の事件では、襲撃した子どもたちの家庭環境などに問題がある、との見方が多かったが、事件が新たに大きく広がったことで、改めて、子どもたちがなぜ襲撃したのか、その土壌、背景が問われるだろう。

刑事事件の立証は無理



連続襲撃事件から三カ月。事件後、時差を消して、浮浪者は再び戻ってきたが、横浜市中区の国鉄内原地下街で。

警察の調べに対し、過去の浮浪者襲撃を認めるのは、横浜市中心部にある中、南、西、保土谷の四区内の、女子数人を含む未成年者、いま公立中学生生徒から、すでに大学生の者まで、年齢の幅は広い。確認された範囲では、襲撃は五十年ごろに始まった。いくつかの非営利グループが「自然発生的」に浮浪者を襲った。グループ相互に連絡はなく、「同時多発型」だったらしい。少年の中には、「小学校五、六年生ごろから石を投げつけたらしい」と話す者もある。襲撃は、石を投げつける、けいてるものを踏む、けいてるものを持って歩く、といった形をとった。しかし、被害を受けた浮浪者からの届けはなく、襲われていたのを見かけたはずの大人からの通報も、記録されていなかった。同県警は、襲撃は日時、場所、被害者が特定できなかった。刑事事件にはきつい、とみている。

子どもたちは、襲撃は「スリル満点、面白かった」といっている。襲撃はほとんどの場合、グループの仲間だけの「遊び」として行われていたが、メンバーではないのに遊びの場を遊んで、誘われ、加わった少年もいた。五十五年ごろから約二年間、浮浪者襲撃をしていたあるグループは、七時の中学校在校生卒業生六、七人がメンバー。華街・伊勢佐木町のゲームセンターなどに集まっていた。連れ立って出発、国鉄内原地下街や横浜球場周辺など、寝ている浮浪者を次々と踏みつけながら走り抜ける。といった「遊び」を繰り返していた。

動機について、大半の子どもたちは「スリルがあつておもしろい」と答えた。少年らは調べに対し、「石を投げつけて来た」「浮浪者を襲撃して来た」「反撃されたこともあったが、それもむしろ良かった」と話しているという。

子どもたちは、襲撃は「スリル満点、面白かった」といっている。襲撃はほとんどの場合、グループの仲間だけの「遊び」として行われていたが、メンバーではないのに遊びの場を遊んで、誘われ、加わった少年もいた。五十五年ごろから約二年間、浮浪者襲撃をしていたあるグループは、七時の中学校在校生卒業生六、七人がメンバー。華街・伊勢佐木町のゲームセンターなどに集まっていた。連れ立って出発、国鉄内原地下街や横浜球場周辺など、寝ている浮浪者を次々と踏みつけながら走り抜ける。といった「遊び」を繰り返していた。

1983. 5. 8 朝日新聞

「横浜で浮浪者を殺した少年達は、今世論のフクロだたきにあっていますが、あの子どもたちを一方向的に責める大人たちもずるいと思います。駅の人が浮浪者にバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようになってきたりしているのを見ました。大人が悪いお手本を見せながら、今になって理性のよわい少年たちを血祭りにあげているみたい。」
1983年2月20日毎日新聞・ホットライン欄

浮浪者連続襲撃事件 横浜市中区の山下公園などで、今年一月初めから二月初めにかけて、夜間、浮浪者が子どもたちの集団に襲われる事件が、続々に八件起きた。三人が死し、十三人がけがをした。一月十日から十二日にかけて、犯行グループの同市立中学一、三年生ら少年十人が逮捕された。十人はすでに全国の少年院、教護院に収容されているが、殺人事件二件が未解決のまま残る。神奈川県警は、なお捜査を続けている。

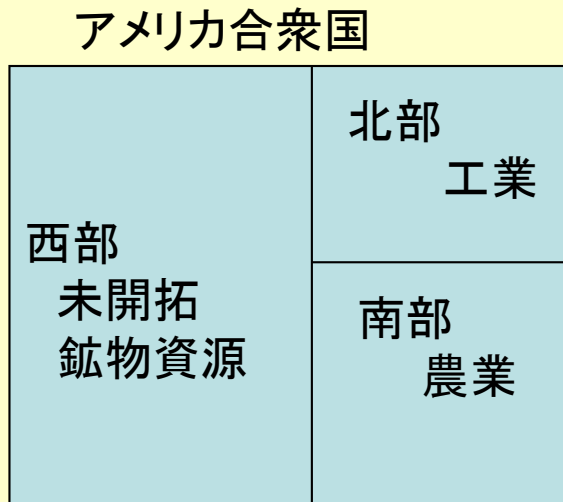
アメリカでは、『「ここ二、三年おそるべき**浮浪者現象**が突如登場してきた」とJ・H・モリソンは、1877年“ユニテリアン・レビュー”誌に書き、次のような要請をしている。／五、六世紀前に英国がとったのと同様、「なまけ乞食」に対する緊急の立法化が望まれる。満足すべき説明ができないトランプどもは即決で、粗食付きの重労働を科すべきである。』
(ホーボー・アメリカの放浪者たち・晶文社刊)

イギリスでは、救世軍の創始者ウィリアム・ブースが、1880年代に自分たちの経営する施設に来る人々について、次のように記している。

『彼らの多くは犯罪人か物もらい、**浮浪者**であって、塵あくたのごとき人々である。一略一もしも彼らを養っただけなら、彼らは出て行って、翌日増し加わった体力をもって、今まで彼らのやってきた略奪的・放浪的生活にもどるであろう。』

(救世軍公報20028号最暗黒の英国とその出路)

ホーボー(Hobo)は、アメリカで19世紀の終わりから20世紀初頭の世界的な不景気の時代、土地から土地へ働きながら渡り歩いた渡り鳥労働者のこと。ホームレスのサブカルチャーの一員。



↑
成年男子が6万人を超えると州として合衆国に加入することができる。

奴隷制を認める奴隷州とするか自由州とするかの問題

奴隷解放を巡る
南北戦争
1865年4月終結



資本の集中
巨大なトラスト
(企業合同)の形成

* 1850年南部人口620万人のうち、約34万人が奴隷主、奴隷は350万人以上

* 大量の移民の動向

アイルランド人・ドイツ人を中心に、1830年代に60万人、40年代に170万人、50年代に260万人が渡米。広大な国有地の無償分与、奴隷の解放を要求。

移民の増大は、ヨーロッパの不況・飢饉・二月革命などの影響。

イギリス救貧法

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

救貧法が整備される前、特に宗教改革以前は、救貧は教会の役割であった。修道院やギルドなどで自発的に「貧しき人々」への救済が行われていた。キリスト教の伝統により、貧しいことは神の心にかなうこととされ、そうした人々に手を差し伸べることは善行であった。

宗教改革は、こうした救貧のありかたを一変させた。マルティン・ルターは1520年に発表した『ドイツ貴族に与える書』で「怠惰と貪欲は許されざる罪であり、怠惰の原因として物乞いを排斥し、労働を神聖な義務である」とした。都市が責任を持って『真の貧民』と『無頼の徒』を峻別して救済にあたる監督官をおくことを提唱した。

王ヘンリー8世は、こうした社会の変化(農地の囲い込み・浮浪者の増加やギルドの支配力低下)に対応する必要を感じた。1531年、王令によって貧民を、病気等のために働けない者と怠惰ゆえに働かない者に分類し、前者には物乞いの許可をくだし、後者には鞭打ちの刑を加えることとした。1536年、この王令は成文法化された。これが救貧法が最初の救貧法とされる。それまでの物乞いを禁止し、救貧の単位を教区・都市ごとに設定した。労働不能貧民には衣食の提供を行ういっぽう、健常者には強制労働を課した。

1865年、ウィリアム・ブースがロンドンで救世軍を始める。

出典:『ウィキペディア(Wikipedia)』

ヴィクトリア朝は、初期(1837年から1850年)、中期(1850年から1870年代)、後期(1870年代から1901年)の3期に分類されることが多い。初期は、ヴィクトリア朝以前の1832年に行われた第一次選挙法改正や1846年の穀物法廃止などに見られる様に、この時期は産業資本家の勢力が伸張した時代である。中期には1860年の英仏通商条約、およびグラッドストーン首相のもとでの自由貿易体制が整えられ、イギリス帝国は絶頂期を迎えた。後期には、イギリス国内の生産設備老朽化や、資本集中の遅れから重化学工業への転換が遅れた一方、アメリカ合衆国やドイツなどの工業力が向上し、イギリスの経済覇権がに揺らぎが見え始めた。

ヴィクトリア朝は今日では多くの矛盾の一つと考えられている。幅広い層で威儀や節度が洗練されていったことと、嘆かわしい現象の拡大は、矛盾しているように見える。こうした現象には、売春、児童労働、および、今日では労働者階級の搾取や帝国主義による植民地の搾取と考えられる活動にほとんどの基盤を置く経済を含む。

非人手下に加えられる者に対する弾左衛門の訓示

『親又は可便者合果、俄に渡世を失い候者に候得は、無扨無宿に成候儀に付、非人手下に申付候間、以来少したり共悪事など致す間敷候』

1790年(寛政二年)三奉行への達し

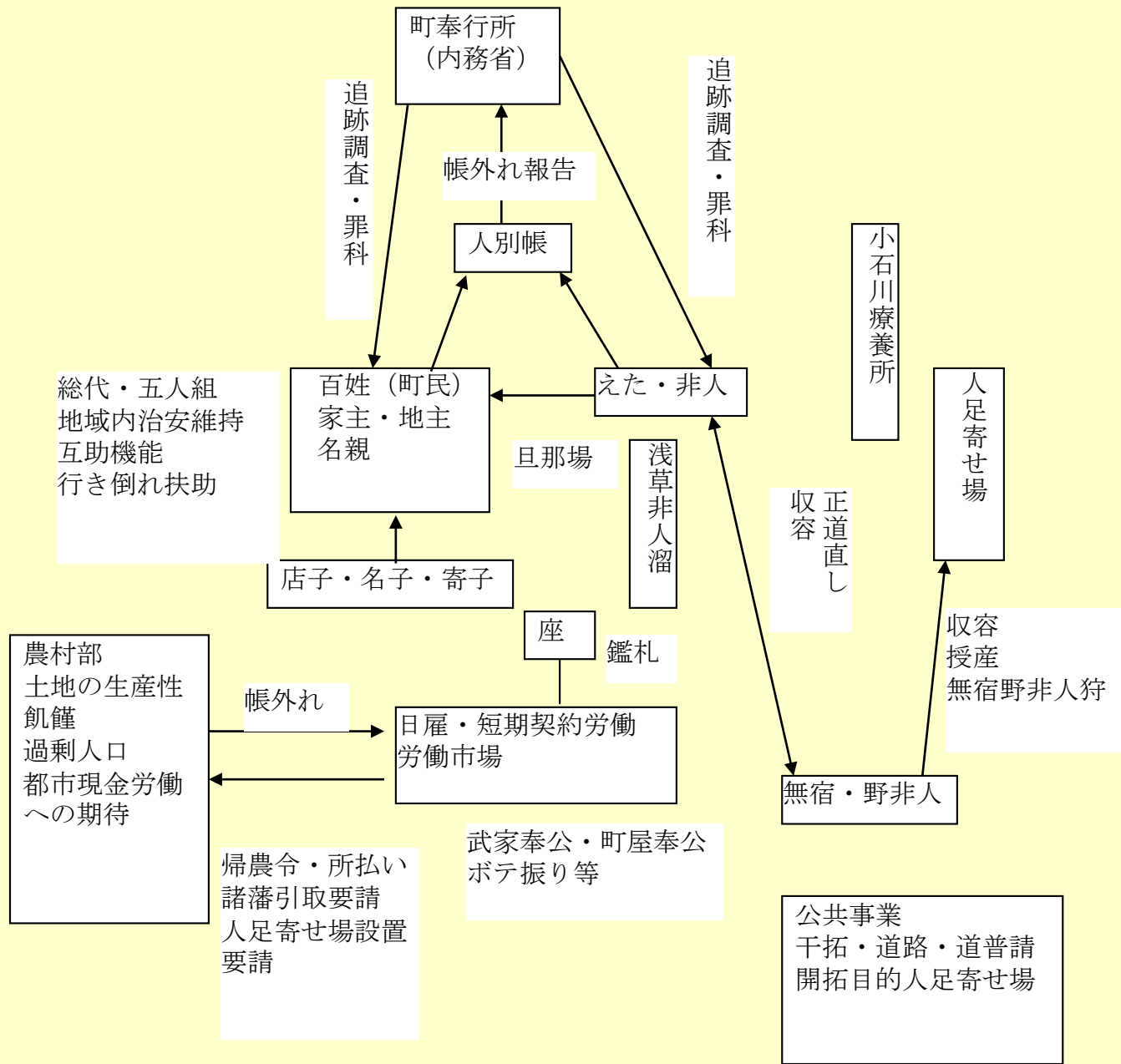
『無宿もの召し捕らえ候節、悪事之れ有、入れ墨敲等御仕置相済み候者勿論、吟味の上悪事之れ無きものも、以来都て加役方人足寄せ場え遣わす可き事

人足寄せ場に收容する無罪の無宿に対する言渡し

『其の方共儀無罪の者に付き、佐州表へ差し遣わす可き処、此の度厚き御仁恵を以て加役方人足に致し、寄せ場に遣わし、銘々仕覚の手業を申し付け候、旧来の志を相改め、実意に立ちかえり、職業を出精いたし、元手にも有り付き候様に致すべく候』

1) 江戸の社会的排除と再包摂の模式図

*お布施米の備蓄 *講 (念仏講・頼母子講など)
 参考: 「江戸の社会構造」南 和男・1969年 塙選書67 塙書房



1926年に東京市統計課発行の「浮浪者に関する調査」は、第一章第一節で次のように認めている。

『従来浮浪者に対する一般の見解は、それが自己の怠情放蕩或は無能なる結果に属し、又は生得的に不遇なる環境に約束されたるものであるとの意見に於て一致していることは、之が取締りに見ても犯罪人と同一視し、その処罰を規定し、或は其の救済的立場から見ても賑恤慈善であり、窮民救護であること以外に何等の対策を見ない』

昭和初期(1926年12月24日まで大正15年、12月25日から昭和元年)

第一次世界大戦では、まれに見る好景気で日本経済は大きく急成長を遂げた。しかし大戦が終結して諸列強の生産力が回復すると、日本の輸出は減少して早くも戦後恐慌となった。更に昭和2年には、関東大震災の手形の焦げつきが累積し、それをきっかけとする銀行への取りつけ騒動が生じ、金融恐慌となった。若槻礼次郎内閣は鈴木商店の不良債権を抱えた台湾銀行の救済のために緊急勅令を発しようとしたが、枢密院の反対に会い、総辞職した。あとを受けた田中義一内閣は、高橋是清蔵相の下でモラトリアム(支払い停止令)を発して全国の銀行の一斉休業と日銀からの緊急貸し出しによって急場をしのいだ。出典:『ウィキペディア(Wikipedia)』

1908年(明治41年)警察犯処罰令

『第一条 左の各号の一に該当する者は、三十日未満の拘留に処す／三、一定の住居又は正業なくして諸方に徘徊するもの』

(警察犯処罰令は、1885(明治18)年公布の違警罪即決令にもとづき、警察署が即決で処罰することができた)

現行軽犯罪法一条四号

『生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意志を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの』

第2条 前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

第4条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

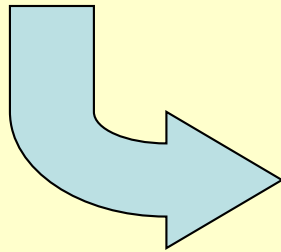
拘留—1日以上30日未満 科料—1000円以上1万円未満

現行軽犯罪法

1. 人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物
又は船舶の内に正当な理由がなくてひそんでいた者

22. こじきをし、又はこじきをさせた者

18. 自己の占有する場所内に、老幼、不具若しくは傷病のため扶助を必要とする者又は人の死体若しくは死胎のあることを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者



道路河川公園の管理を職務とする公務員は、公務員である自分に申し出ているから、軽犯罪法違反ではない？

または、公務員は申し出られる方で、申し出ることは期待されていない。

では、公務員に期待されていることは？

貧しき人々

← 共同体的庇護

増大・都市への集中

近代化

自然災害や人口増などの要因によらない経済不況や農村解体・都市肥大による個人の窮乏化要因の増大

『真の貧民』と『無頼の徒』

貧しき人々の分類

病気等のために働けない者と怠惰ゆえに働かない者

自己の怠情放蕩或は無能なる結果に属し、又は生得的に不遇なる環境に約束されたるもの

ある意味で、マルクスの労働価値説(人間の労働が価値を生み、したがって労働が商品の価値を決めるという思想)も、労働に参加しない者への剰余の分配を否定することにつながる。

再び-2 人権—法律が決める？ 社会が決める？ 人が決める？

人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]

平成18年1月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)

人権

人々、が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利
人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利

人権の具体的な内容

- 人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障
- 法の下での平等
- 衣食住の充足などに関わる権利
- 人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれている。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的な関係にある。

収入＝生活保護基準以上

相対的安定生活を送る人々

安定阻害要因発生

安定した収入源の喪失

安定した人間関係の喪失

阻害要因克服

野宿にいたるおそれのある人々

条件悪化

野宿生活者は安定した住居を持たないし、食も欠乏しがちだ。
だから、人権が損なわれている。
当然、補填されるべき。
でも、人としての努力の評価抜きでは……

の声も……

収入＝生活保護基準以下

家賃＝4万2千円

生活費＝8万円

計＝12万2千円

住居の喪失

野宿生活者

食の欠乏

一時的移行

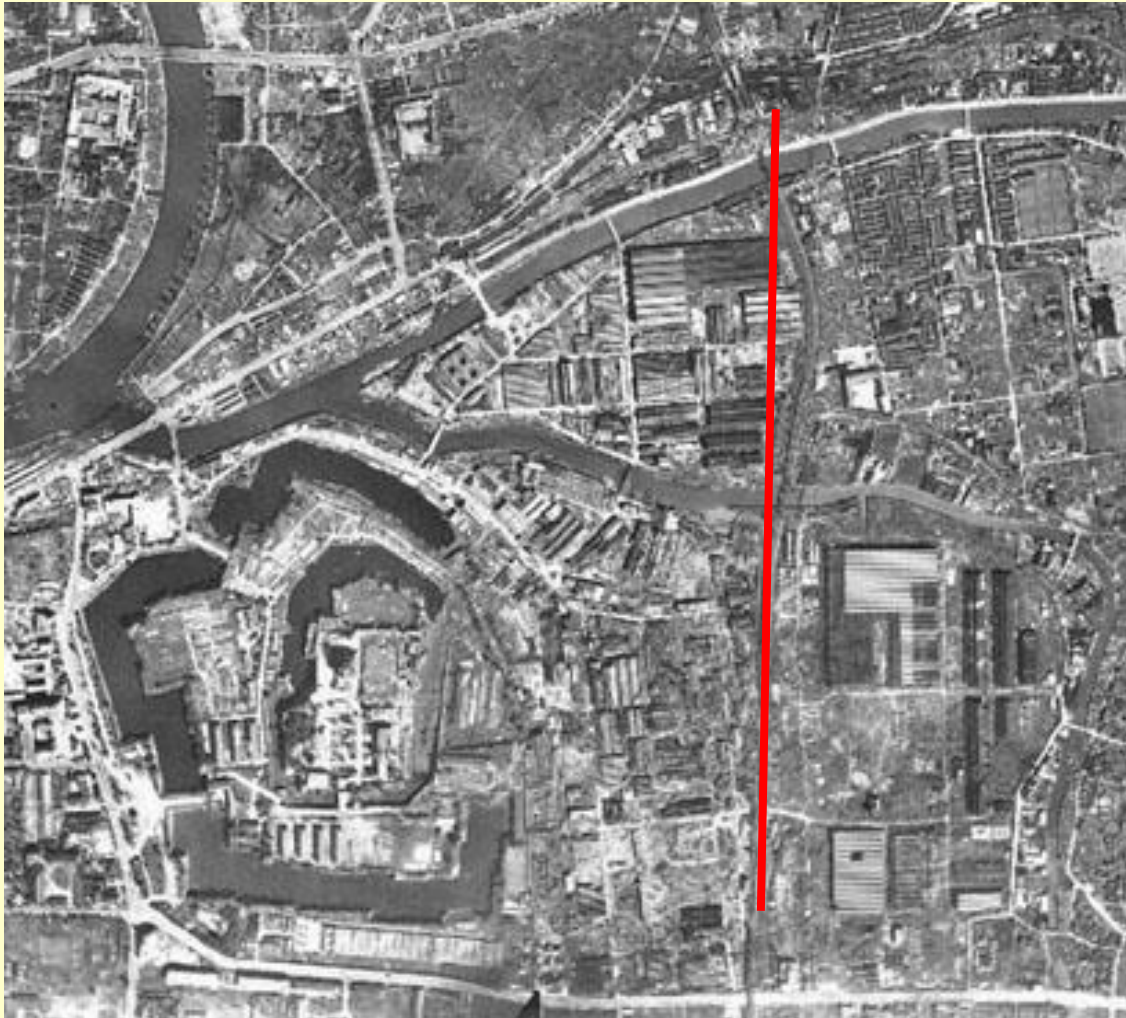
短期野宿

長期野宿

死亡

戦後史と個人史

1983年5月心斎橋「ワシントン靴店」前で、警察官から指紋と
顔写真をとられたNさんの歴史と日本の戦後史



大阪市大淀に生まれ

16歳の時に森ノ宮の砲兵
工廠に勤めはじめた

敗戦後は、炭坑、港湾、そ
して釜ヶ崎へと移る

1945年敗戦の年に、砲兵工廠に
勤め始めたとして、1983年まで38
年たっているから、聞き取り時推
定年齢54歳以上となる。

2008年現在時点で、ご健在なら
ば79歳以上。

大阪砲兵工廠は、1945年8
月14日まで、4万人の働く兵
器工場として健在だった。そ
れまでの度重なる空襲は、砲
兵工廠をねらっていない。

戦後復興と傾斜生産方式

エネルギー源＝石炭生産の減少
敗戦で朝鮮人・中国人労働者がいなくなった。

石炭の不足で鉄鋼生産の減少

1946年7月 経済安定本部

傾斜生産方式採用
石炭の増産に人・資金を集中
鉄鋼増産に結びつける。
増産した鉄鋼をも石炭増産に投入
他産業の波及をはかる。

炭坑で働く労働者や家族には
食糧配給の増配、就職しよう
とするものの家族に対しては、
門出の饞別に甘藷(サツマイ
モ)の特配などが決定

鉄道・ガス・製鉄などの産業
では、社員を“坑援隊”として
組織し、炭坑へ送り込んだ。

“ボツダム宣言受諾に伴う労
務充足に関する勅令”による
国民強制徴用の強権発動実
施が検討され、募集不良地
区で実施するという決定まで
なされた。

ちよく - れい【勅令】明治憲法下、帝国議会の協賛を経ず、天皇の大権により発せられた命令で、一般の国家事務に関して法規を定めたもの。(電子版広辞苑4版)

時代が美談を産む

『徳島市Yさん(45)は、陸海軍に奉公の子息たちの復員を幸ひ、一家をあげて一生採炭報国に挺身を決意。九州へ向けて出発前に、「新日本建設のためには徴用令を待つまでもありません。永々に働きます」と固い決意を語った。』(朝日新聞昭和20年12月6日)

ワシントン靴店の前でワンカップを傾けながら話をしてくれたNさんも、鉄砲の次は石炭で、“滅私奉公”のやり直しを、と考えて炭坑におもむいたのかも知れない。

だが、しかし

49年にはドッジ・ライン(収支均衡を基本とする予算編成、軽罪復興金融債の中止など)の実施による“金詰まり”で、三井・三菱などの大ヤマを別として、小さいヤマでは賃金の支払い遅延が相次いだ。また、世の中が一定の落ち着きを取り戻し、石炭生産体制が軌道に乗り始めるや、戦後、鳴り物入りで募集して都市からの労働者を、能率が悪いと追い出し、戦前のように近在の貧農地帯にいる安く使える労働者との入れかえも始められた。

1953年には石油の進出が本格化し、閉山・合理化による首切りが始まる。

1950年6月に始まった朝鮮戦争と港湾の賑わい

『朝鮮動乱の時に好景気になった。今まで港湾の実態として働いていた人が、人がたらんようになった。それ九州やそれ四国や田舎やいうことで寄せ集めてきた。その影響で港湾に行ったら金儲けできるということで人がどんどん集まってくる。

その中に生まれてきたのが会社の**手配師**、**要するに力の強い暴力団**が、片方、好景気でもうけた会社が大きくなっていく。これに目をつけた、やはり山口組なり組関係が、業に手をのばしていく。』

“六大港統一情報”の座談会の中で、全港湾神戸支部弁天浜分会のH副分会長の話

朝鮮休戦協定が結ばれた53年7月以後も軍需特需は続き、55年までの5年間に、兵器・石炭・自動車・綿布・建物建設・荷役倉庫・電信電話などを中心に、ありとあらゆる産業にひろがり、総額17億ドル(6千余億円)に達したと言われている。

朝鮮の戦場へ向けての物資の輸送の増大や輸出の増加は、人力に頼ることの多かった港湾荷役を活気あるものとした。



沖に停泊する本船



舢舨(はしけ)に移し替えて陸へ



宮古製糖初出荷風景(1960年)。

砲兵工廠→炭坑→港湾→釜ヶ崎

港湾荷役の活況を聞き、九州の炭坑を離れたNさんは、当時、体力にも自信があったので、大阪に帰ることなく、神戸港で港湾労働者(仲仕)として働くことにした。

舢舨を中心とした人海戦術による当時の日本の港湾荷役方式は、日本経済の高度成長を繁栄する港湾取扱貨物量の激増に対応しきれず、61年には、労働力不足から、横浜・神戸など六大港では一ヶ月に三千隻が滞船し、二ヶ月も接岸できないという極端なケースもでるといふ異常船混み現象が発生、日本経済の由々しき問題とされた。

それは、港湾労働者にとっては、一度沖へ出れば、いつ帰れるかわからぬ過酷な労働を強いられることを結果する。

炭鉱から港湾へと移動し、肉体労働を続けたNさんは、61年の異常船混み現象を体験したあと、体力の衰えを感じ、交通事故にあった労働者に対する警察官の人を人として扱わぬ対応への怒りを原因とする第一次釜ヶ崎暴動の翌年、1962年に、釜ヶ崎へと身を移した。

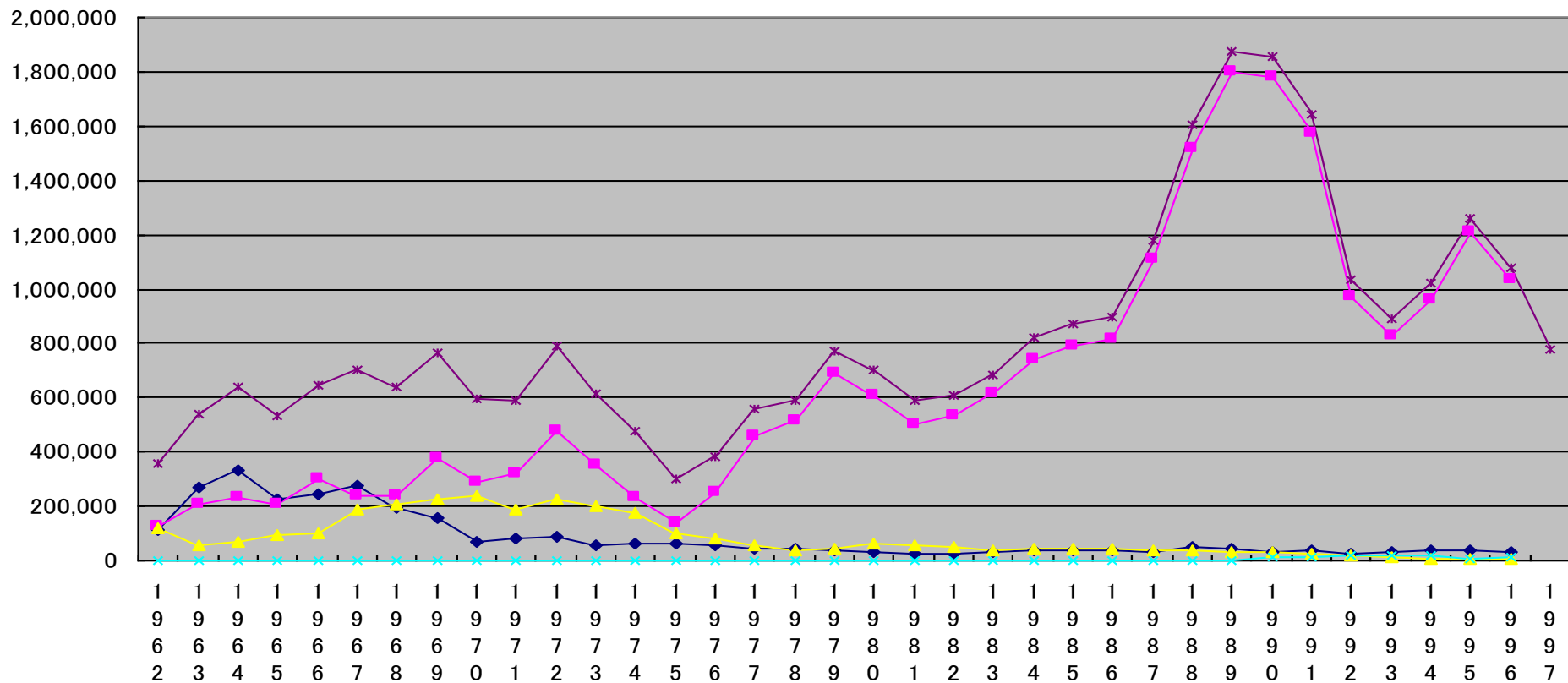
62年には、“全国総合開発計画”が決定されている。この計画は、四大工業地帯を結ぶ太平洋ベルト地帯を中心として、全国のいくつかの拠点地域に、鉄工・石油・石油化学・エネルギー産業を組み合わせたコンビナートを建設しようというもので、このために、道路・港湾・用地・用水などの産業基盤整備に膨大な公共投資がおこなわれた。また、阪神高速道路公団が発足した年でもある。

その3年後の65年には“日本万国博覧会”の大阪開催が正式に決まり、翌年から70年にかけての4年間で、大阪市の地下鉄網が整備され、大阪府の中央環状線など十大放射三環状道路の建設が促進された。その事業費は、総額9千億円であったといわれている。

万国博協会は、会場建設に最盛期2万人の労働者が必要と算定し、出稼ぎの多い東北地方、中国地方や沖縄まで協会職員が協力を求めに出かけていったのだった。

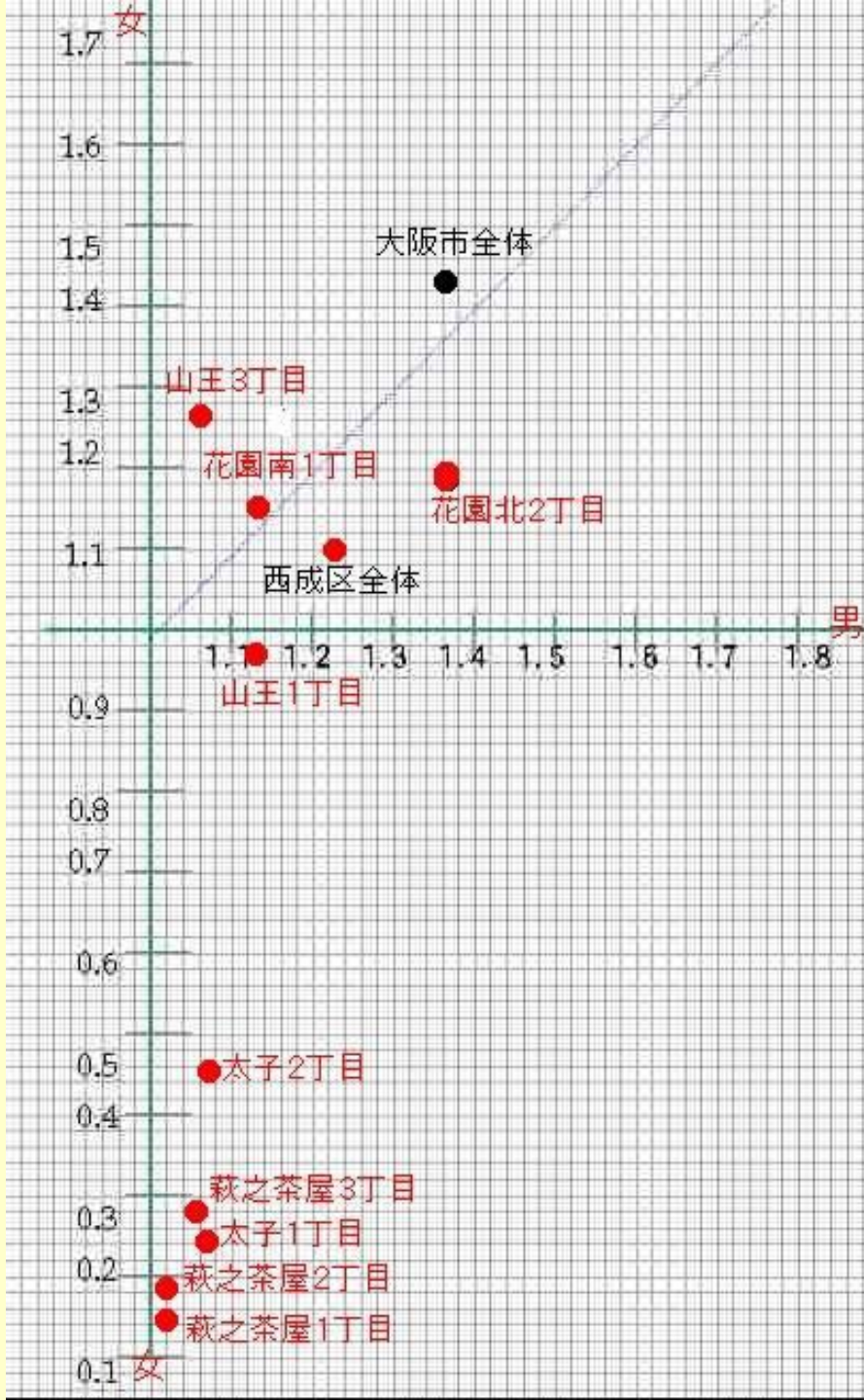
現金求人数推移—西成労働福祉センター調べ

◆ 運輸 ■ 建設業 ▲ 製造業 ✧ その他 * 合計



『昭和30年代後半、所得倍増計画以降から建設業における産業基盤の設備投資ブームに乗り、就労数は年々増加している。ベトナム特需や貿易の活発化による、輸出入物資の増加は港湾・沿岸荷役の就労数を激増させ、東京オリンピックが開催された昭和39年は全就労数の45%を占め、昭和30年代のピークを形成した。昭和40年代にはいと昭和41年の港湾労働法の施行で、港湾荷役の合理化、近代化が進み港湾荷役への日雇労働者の比率は年々低下した。(略)しかし、一方、堺泉北臨海工業地帯の造成がすすむ中で、鉄鋼・化学・造船等の製造業における就労数が増え、昭和45年には全就労数の40.2%を占めるまでになった。民間の大型設備投資ブームや万博関連工事等で昭和44年の就労数は40年代前半のピークとなった。』西成労働福祉センターの事業報告(82年20周年特集号)

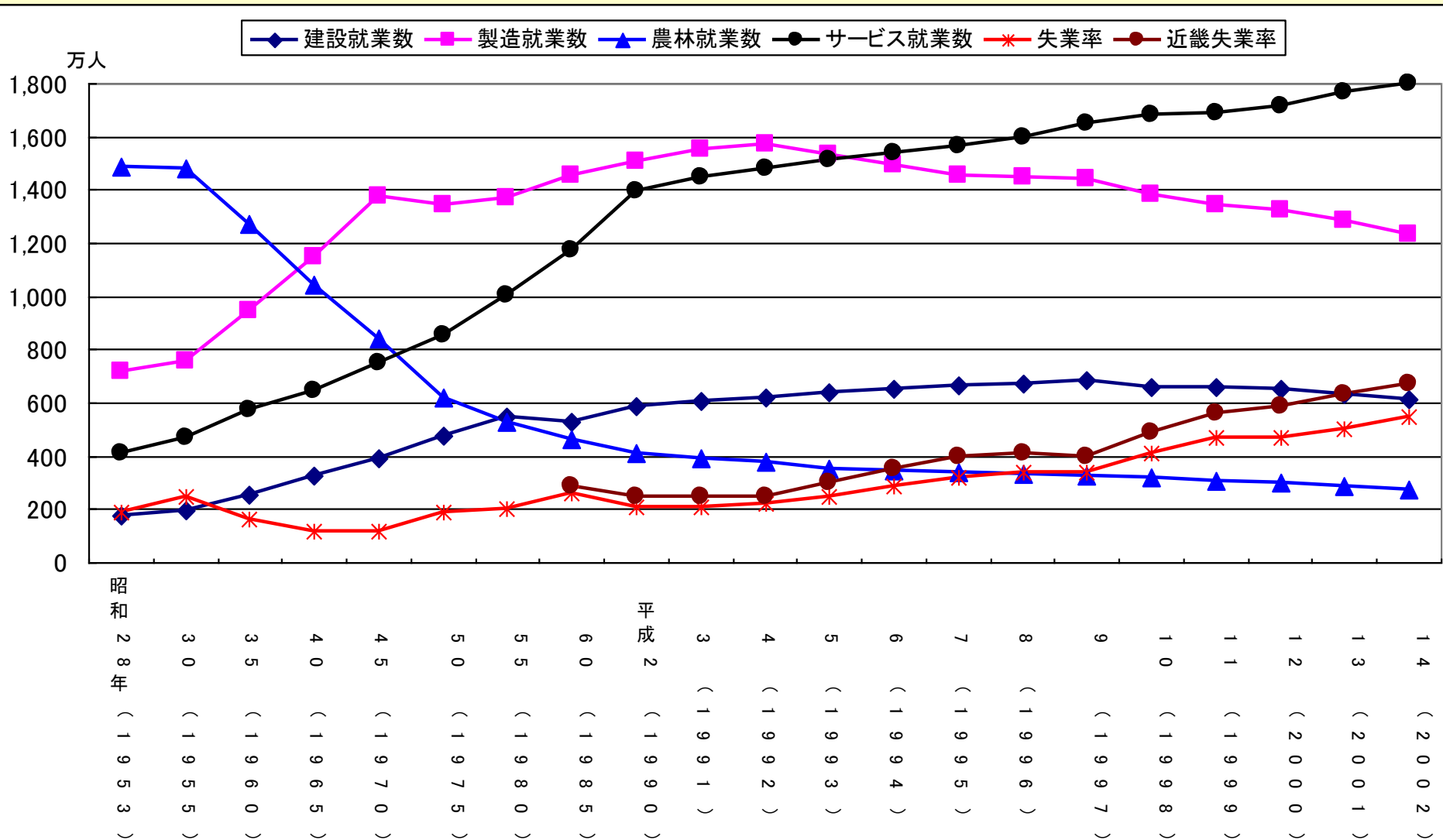




国勢調査の各町名ごとの男と女の人数をそれぞれ世帯数で割った結果を示すもので、**横軸は一世帯当りの男の人数、縦軸は一世帯当りの女の人数**となっている。

大阪市全体では、一世帯当りの男女の数はほぼ半分となっているが、釜ヶ崎の各町においては、一世帯当り女は一人以下であり、男も限りなく一人に近く、男の単身労働者の世帯が多いことを示している。1980年(昭和55年)国勢調査

全国規模での背景



釜ヶ崎資料センターは1986年12月30日と1987年1月5～7日の4日間、雇用保険給付金支給時間のあいりん職安前フロアで聞き取り調査を行った。

目的は急増した手帳所持者（1981年15,191人→1984年18,881人→1986年24,458人）が新規釜ヶ崎来入者なのか従来から釜ヶ崎にいて新しく手帳を作成した者なのかを把握すると共に、80年代初頭の不況の影響を探ることにあつた。結果、不況業種の製造業からの参入が多いことが確認された。

・ 釜ヶ崎に来る直前の職業

製造—28人（繊維1・鉄鋼8・造船5・機械2・他12）／金融・販売・サービス—3人／建設・土木—27人 自営—12人／農林・漁業—3人／他—12人 計—85人

・ 釜ヶ崎に来る直前の職業、退職理由

合理化・倒産—32人／労災事故・病気—5人／自己都合退職—26人／他—22人

北海道	北海道							
21名(2.5%)	21							
東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島		
28名(3.3%)	4	6	4	3	6	5		
関東	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	栃木	群馬	山梨
72名(8.6%)	33	8	8	9	4	6	3	1
信越	新潟	長野						
10名(1.2%)	8	2						
北陸	富山	石川	福井					
18名(2.1%)	4	5	9					
東海	愛知	岐阜	静岡	三重				
47名(5.6%)	21	4	6	16				
近畿	大阪	兵庫	京都	滋賀	奈良	和歌山		
247名(29.5%)	125	64	24	3	11	20		
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口			
82名(9.8%)	13	12	20	21	16			
四国	徳島	香川	愛媛	高知				
80名(9.5%)	24	18	27	11				
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
213名(25.4%)	53	20	42	18	20	23	37	
沖縄	沖縄							
20名(2.4%)	20							
838名								



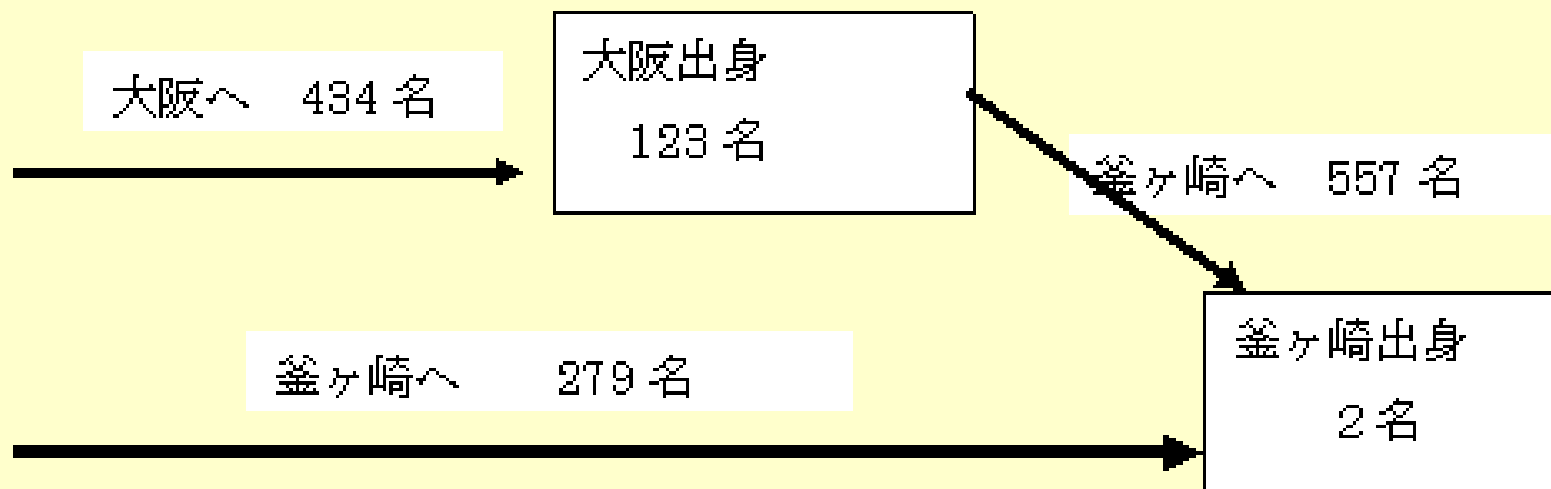
あいりん臨時緊急夜間避難所アンケートにみる人の移動(2004年5月実施)



平均年齢

	来日時	来笠時	現在	人数	%
来日-来笠	40.3歳	40.3歳	55.2歳	279人	39.6%
1年差	40.4歳	40.9歳	53.3歳	39人	5.6%
2年差	35.3歳	38.2歳	50.9歳	34人	4.9%
3年差	39.9歳	42.0歳	55.9歳	30人	4.3%
4-9年	34.7歳	40.7歳	55.3歳	153人	21.7%
10年以上	24.3歳	45.3歳	56.0歳	170人	24.1%
総計	35.0歳	41.8歳	55.1歳	705人	100.0%

北海道	21名
東北	28名
関東	72名
信越	10名
北陸	18名
東海	47名
近畿	122名
中国	82名
四国	80名
九州	213名
沖縄	20名
計	713名



路上生活者	浮浪者	青カン
		野宿労働者
	野宿者	野宿者
		野宿生活者
ホームレス	ホームレス	

建設土木産業

受注生産が主体で計画生産できない。
 生産場所が移動する。
 かつては景気対策として公共工事が実施され、失業を緩和。
 現場仕事は、天候に左右される。

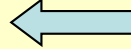
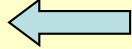
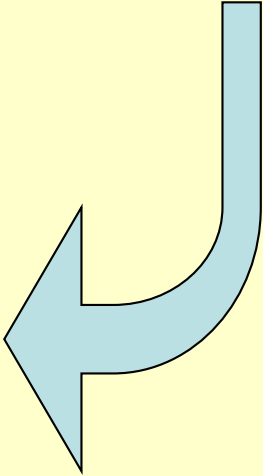
下請け協力企業
 個人経営・班

職種別下請け企業
 鳶・土工・大工・左官
 鉄筋・電気設備
 配管など

地元中小企業

特殊事業企業

大手ゼネコン



人夫出し業者・手配師(人材派遣業者)

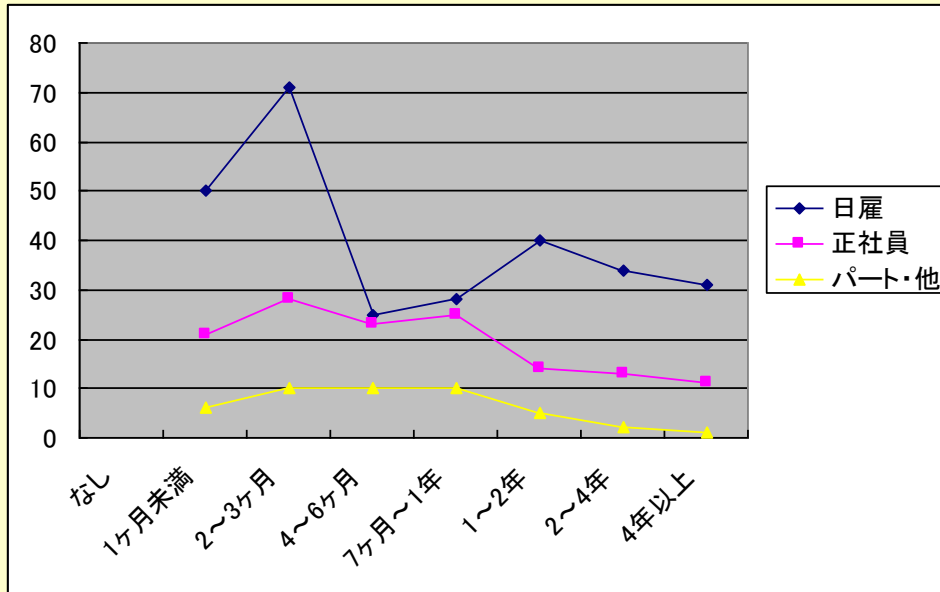
下請けあるいはJV

日雇労働者＝日々傭われ、日々解雇される

中之島野営闘争

2002年9月29日府庁前野営開始から
2003年12月29日まで447日間

1日3食、1食当り400人平均としても延53万
6400食提供したことになる。1日250人がテ
ントで寝たとすれば、延11万1750人に寝場所を
提供したことになる



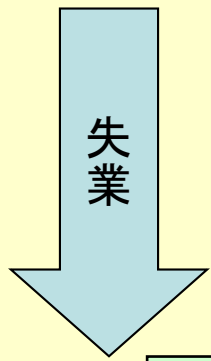
失業保険受給	
直前職	人数
日雇	14人
正社員	29人
パート	3人
アルバイト	8人
(空白)	3人
総計	57人

中之島の炊き出しに並ぶ人達の中にも、雇用保険を貰いきってなお再就職することができず、現在は野宿を余儀なくされている人達があります。

野宿期間を示すグラフの飛び抜けた山は、年度替わりで、日雇い仕事が極端に減少したことのあらわれです。正社員・パートから野宿への移動は、常に一定の人数で存在していることがわかります。(2002年6月調査)

路上生活者	浮浪者	青カン
		野宿労働者
	野宿者	野宿者
	ホームレス	野宿生活者
		ホームレス

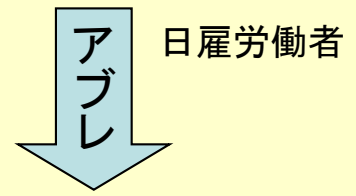
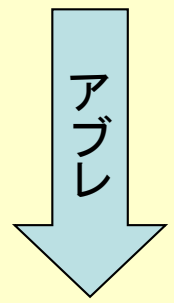
「バブル経済」の崩壊



新日雇労働者

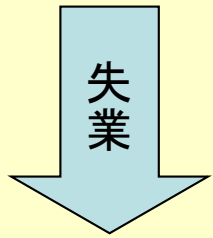
不安定雇用の増大

日雇労働市場の縮小

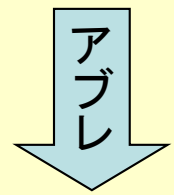


「ホームレス」の登場

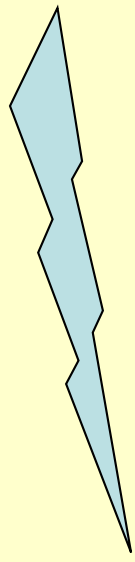
失業の受け皿としての日雇労働市場



日雇労働者



野宿・アオカン



都道府県別のホームレスの数

2003(平成15)年1月～2月全国調査

都道府県名	性別			合計	都道府県名	性別			合計	都道府県名	性別			合計
	男	女	不明			男	女	不明			男	女	不明	
北海道	112	7	23	142	石川県	22			22	岡山県	58	3	4	65
青森県	16			16	福井県	24			24	広島県	221	10		231
岩手県	16	2		18	山梨県	46		5	51	山口県	30	2	1	33
宮城県	208	11	3	222	長野県	35	1	1	37	徳島県	14			14
秋田県	13			13	岐阜県	59	5	22	86	香川県	42	4		46
山形県	20	3	1	24	静岡県	393	33	39	465	愛媛県	36	5	44	85
福島県	39		4	43	愛知県	1,984	78	59	2,121	高知県	22	1		23
茨城県	115	12	3	130	三重県	39	7		46	福岡県	1,024	81	82	1,187
栃木県	126	5	3	134	滋賀県	57			57	佐賀県	38	3		41
群馬県	81	3	3	87	京都府	580	20	60	660	長崎県	41			41
埼玉県	735	25	69	829	大阪府	4,565	104	3,088	7,757	熊本県	115	9		124
千葉県	610	25	33	668	兵庫県	716	34	197	947	大分県	34	5		39
東京都	6,174	187		6,361	奈良県	14			14	宮崎県	16	2	4	22
神奈川県	1,782	37	109	1,928	和歌山県	80	9	1	90	鹿児島県	71	3	6	80
新潟県	70	4		74	鳥取県	12	1		13	沖縄県	130	7	21	158
富山県	22	1	1	24	島根県	4			4	合計	20,661	749	3,886	25,296
											81.7%	3.0%	15.4%	100.0%

ホームレスの多い市区

大阪市(6,603人)、東京都23区(5,927人)、名古屋市(1,788人)、川崎市(829人)、京都市(624人)、福岡市(607人)、横浜市(470人)、北九州市(421人)。

ホームレスの平均年齢 55.9歳

年齢階層は、「55～59才」が 23.4%、「50～54才」が 22.0%、「60～64才」が 20.3%。

表14 問14路上(野宿)生活をする前にやっていた仕事は何ですか。

	人数	%	有効%
専門・技術的従事者	21	1	1
管理的職業従事者	18	0.8	0.9
事務従事者	24	1.1	1.1
販売従事者	90	4.2	4.3
サービス従事者	187	8.6	8.9
保安職業従事者	56	2.6	2.7
農林漁業作業者	12	0.6	0.6
運輸、通信従事者	78	3.6	3.7
採掘作業者	0	0	0
生産工程・製造作業者	221	10.2	10.5
印刷・製本作業者	19	0.9	0.9
建設技能従事者(大工、配管工など)	426	19.7	20.3
建設作業従事者(土木工、現場片づけなど)	733	33.9	34.9
労務・運搬作業従事者	65	3	3.1
清掃作業・廃品回収	61	2.8	2.9
その他	91	4.2	4.3
有効回答数	2,102	97.2	100
職業なし	43	2	
無回答	18	0.8	
合計	2,163	100	

職業については、「建設作業従事者」が733人(34.9%)、「建設技能従事者」が426人(20.3%)と建設業関係が約5割となっている。続いて、「生産工程・製造作業者」が221人(10.5%)となっている。次に「サービス従事者」が187人(8.9%)、「販売従事者」が90人(4.3%)となっている。

表17 問17どんな立場で働いていましたか。(最長職)

	人数	%	有効%
経営者・会社役員	66	3.1	3.1
自営・家族従業者	132	6.1	6.2
常勤職員・従業員(正社員)	1,208	55.8	56.7
臨時・パート・アルバイト	166	7.7	7.8
日雇	497	23	23.3
その他	63	2.9	3
有効回答数	2,132	98.6	100
無回答	18	0.8	
非該当	13	0.6	
合計	2,163	100	

表15 問15その時の立場はなんでしたか。(直前職)

	人数	%	有効%
経営者・会社役員	46	2.1	2.2
自営・家族従業者	83	3.8	4
常勤職員・従業員(正社員)	834	38.6	39.8
臨時・パート・アルバイト	291	13.5	13.9
日雇	757	35	36.1
その他	87	4	4.1
有効回答数	2,098	97	100
無回答	19	0.9	
非該当	46	2.1	
合計	2,163	100	

最長職時の従業上の地位を見たものが表17である。最も多いのが「常勤職員・従業員(正社員)」で1,208人(56.7%)、次に「日雇」で497人(23.3%)、「臨時・パート・アルバイト」で166人(7.8%)となっている。「日雇」、「臨時・パート・アルバイト」を合わせると663人で3割となるが、直前職時の5割よりも低い数値となっている。

野宿にいたった主な原因(複数回答)	件数	回答%	ケース%
倒産・失業	708	19.2	32.9
仕事が減った	768	20.8	35.6
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	406	11	18.8
収入が減った	354	9.6	16.4
ローンが払えなくなった	49	1.3	2.3
家賃が払えなくなった	327	8.9	15.2
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	177	4.8	8.2
建て替え等による住宅の追い立てにあった	22	0.6	1
借金取立により家を出た	92	2.5	4.3
差し押さえによって立ち退きさせられた	12	0.3	0.6
病院や施設などから出た後行き先がなくなった	41	1.1	1.9
家庭内のいざこざ	160	4.3	7.4
飲酒、ギャンブル	126	3.4	5.8
その他	416	11.3	19.3
理由無し	32	0.9	1.5
有効回答数	3,690	100	171.2
有効回答者数	2,155	99.6	
無回答	8	0.4	
合計	2,163	100	

〔回答%は有効回答数に占める割合、ケース%は有効回答者数に占める割合〕

路上(野宿)生活が多くなる前の住居	人数	%	有効%
持ち家(一戸建て、マンションなど)	173	8	8.1
民間賃貸住宅(アパート・マンション)	805	37.2	37.5
公共賃貸住宅(公団賃貸住宅・公営住宅等)	69	3.2	3.2
勤め先の住宅や寮	297	13.7	13.8
親族・知人宅	66	3.1	3.1
住込み先	76	3.5	3.5
飯場・作業者宿舎(飯場など現場に仮設された宿舎)	299	13.8	13.9
簡易宿泊所(ドヤ)	254	11.7	11.8
ビジネス・カプセルホテル・サウナ・映画館	41	1.9	1.9
病院	15	0.7	0.7
更正施設等の福祉施設	13	0.6	0.6
その他	41	1.9	1.9
有効回答数	2,149	99.4	100
無回答	14	0.6	
合計	2,163	100	

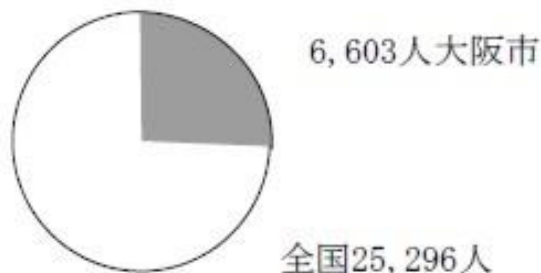
路上(野宿)生活になった主な理由をまとめたのが表18である。「仕事が減った」が768人(35.6%)と最も多く、次いで「倒産・失業」が708人(32.9%)となっており、仕事関係が上位を占めている。

最も多いのは「民間賃貸住宅(アパート・マンション)」であり805人(37.5%)となっている。次に、「飯場・作業者宿舎」が299人(13.9%)、「勤め先の社宅や寮」297人(13.8%)、「簡易宿泊所(ドヤ)」が254人(11.8%)となっている。

ホームレス・あいりん対策について

○ホームレスの現状

- ・ 全国のホームレスの約4分の1にあたる
6,603人が大阪市内で生活(2003年実態調査)



○あいりん地域の概要

- ・ わが国随一の日雇労働市場。
- ・ 西成区の北東部、約0,62km²の地域
- ・ 人口は約3万人
うち約2万1千人が日雇労働者

ホームレス対策

あいりん対策

あいりん地域を経験していないホームレス

あいりん地域経由のホームレス



一部が恒常的にホームレス化

あいりん地域の日雇労働者

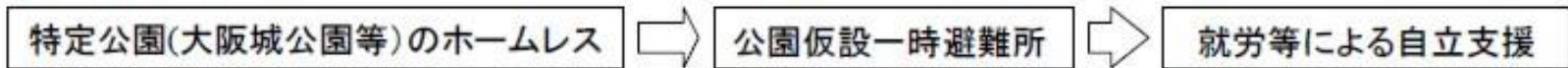
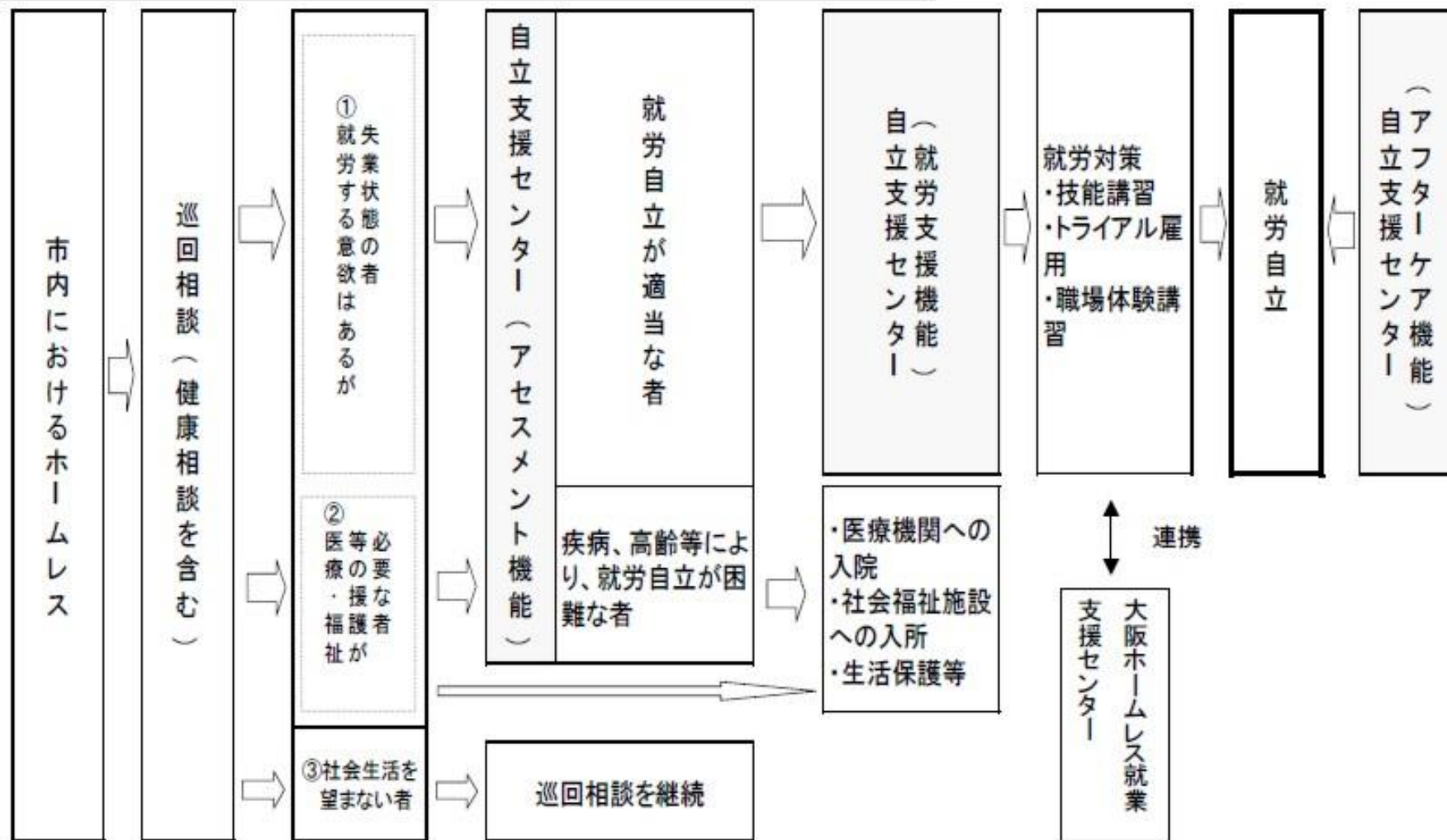


一時的に野宿

2005年10月 健康福祉局

事業分析 タイプC 所管局健康福祉局 事業名 ホームレス・あいりん

ホームレス対策事業の現状について



自立支援センター

舞洲1の入退所状況

開設	平成18年1月	退所内訳	
定員	100人	入院	3人
現入所人員	83人	施設入所	20人
入所総数	588人	その他	43人
退所総数	66人	退所総数	66人
他のセンターへ転所	439人		

	大淀	西成	淀川	舞洲2	施設合計
開設	平成12年10月	平成12年11月	平成12年12月	平成18年1月	
定員	110人	80人	100人	100人	390人
現入所人員	83人	61人	56人	49人	249人
内センターから通勤	40人	21人	26人	21人	108人
入所総数	967人	1,219人	1,192人	74人	3,452人
退所総数	884人	1,158人	1,136人	25人	3,203人

	大淀	西成	淀川	舞洲2	施設合計	率(%)
退所総数	884人	1,158人	1,136人	25人	3,203人	100
就労	427人	493人	449人	3人	1,327人	42.8
入院	21人	53人	13人	87人	249人	2.7
施設入所	33人	82人	36人	5人	156人	4.9
その他	403人	530人	638人	17人	1,588人	49.6



▲自立支援センター西成居室

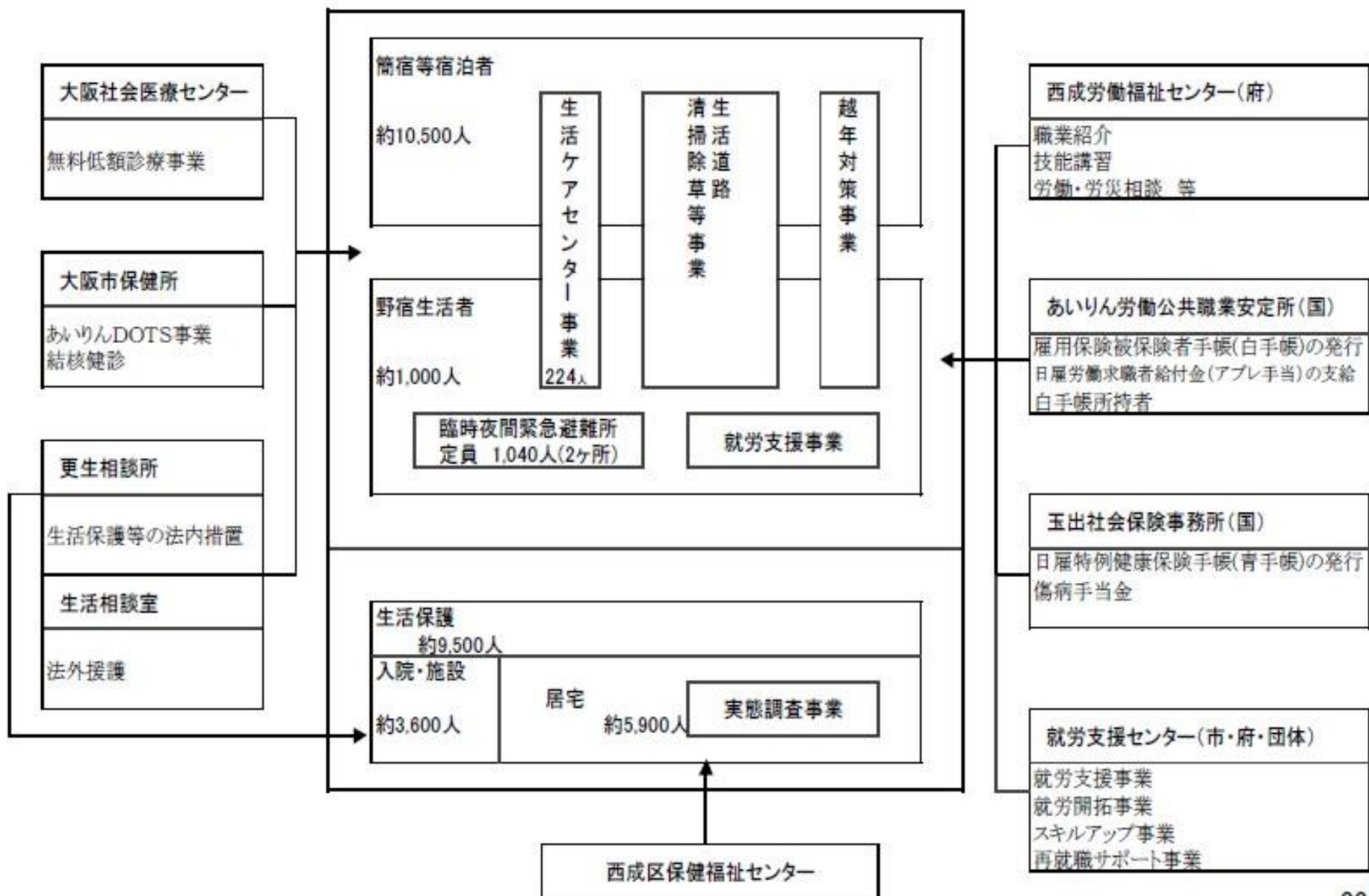


▲共同浴場

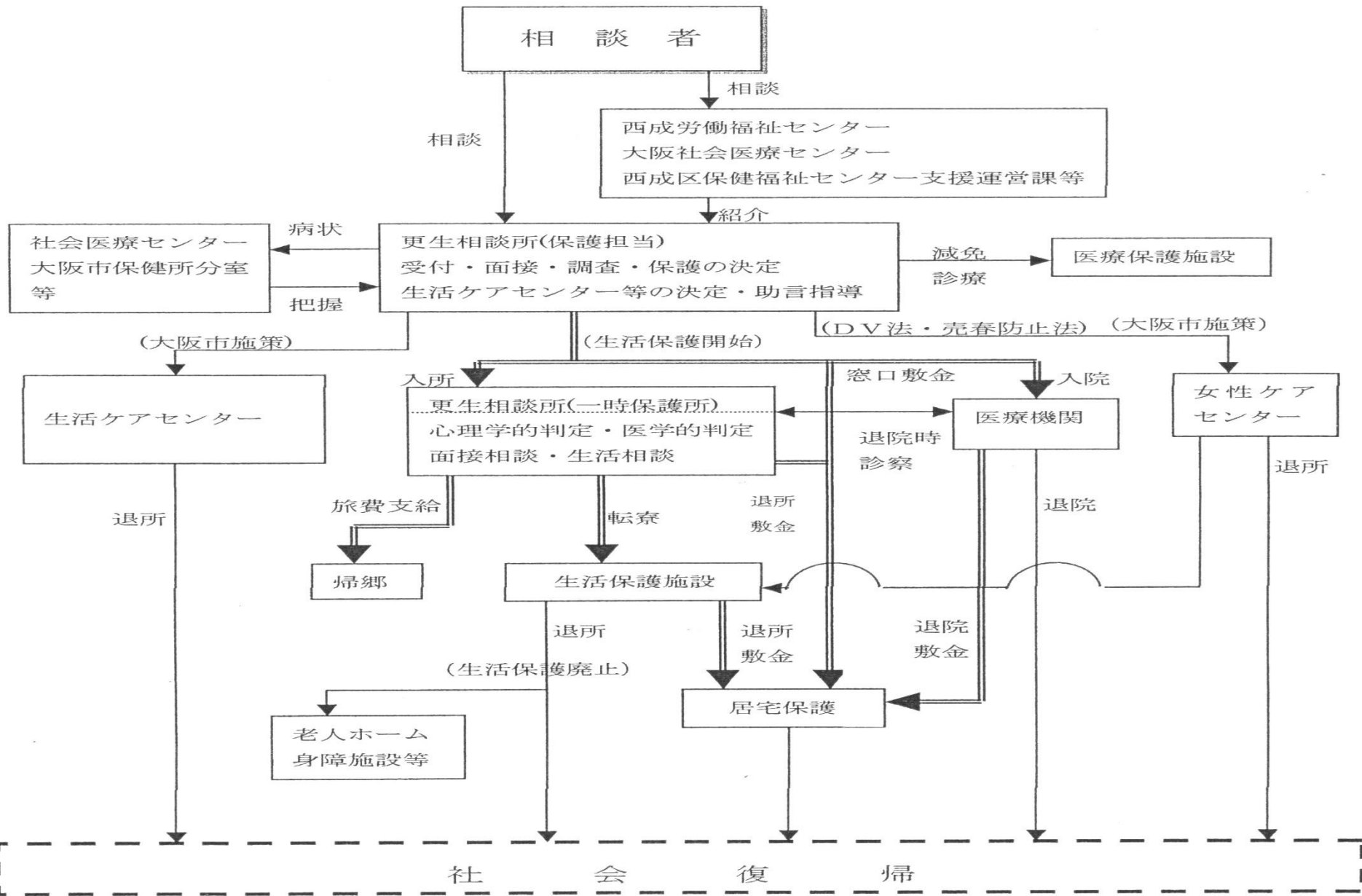


▲洗濯場

2. あいりん対策事業の現状



大阪市立更生相談所 生活相談措置経路

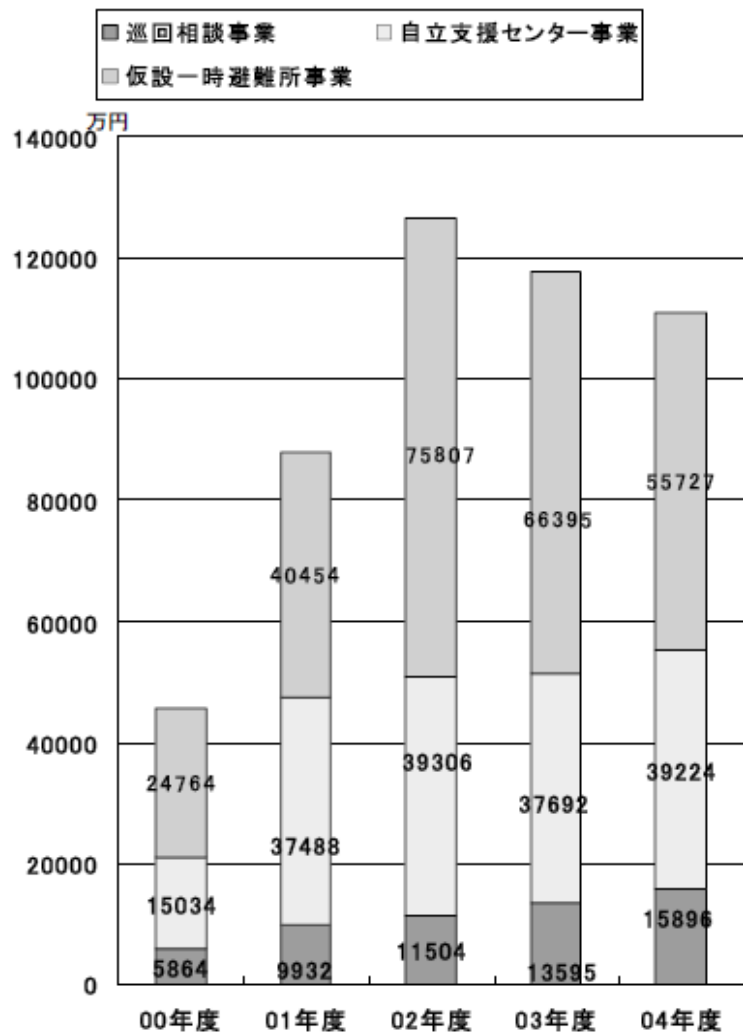


◎⇒は生活保護法による措置

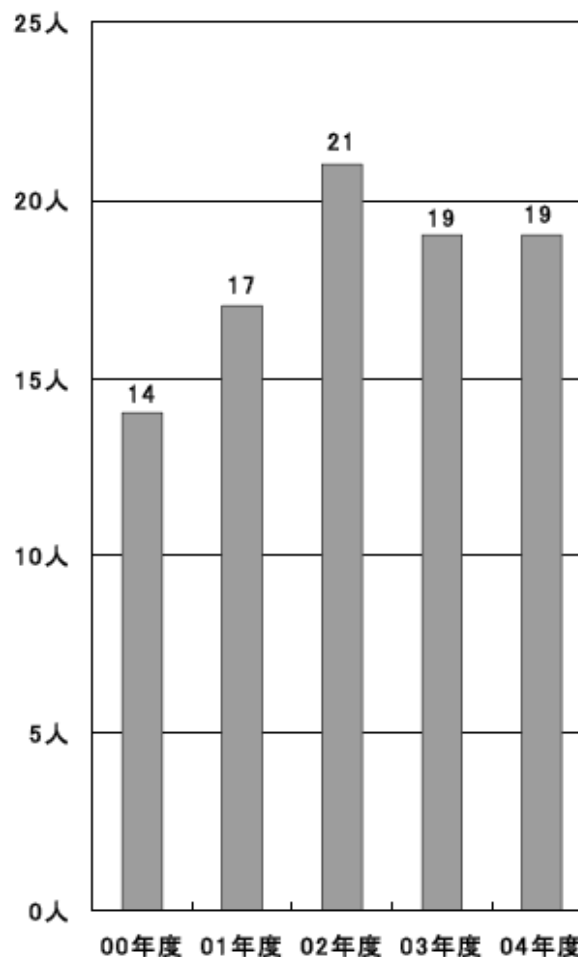
◎「居宅保護」は居住地の保健福祉センター支援運営課が実施する

事業の規模

決算の推移

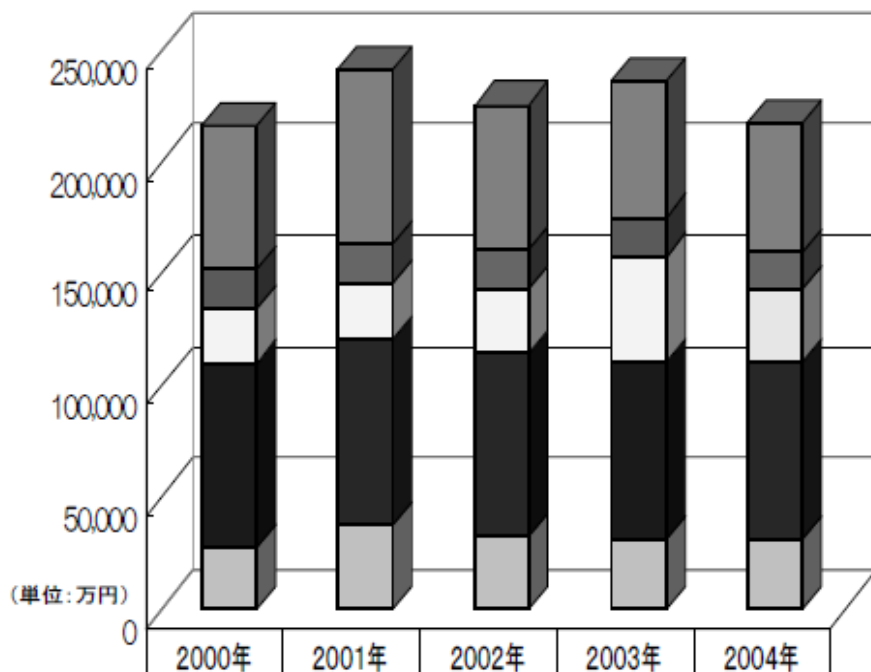


本市職員数の推移 (社会福祉法人出向者含む)



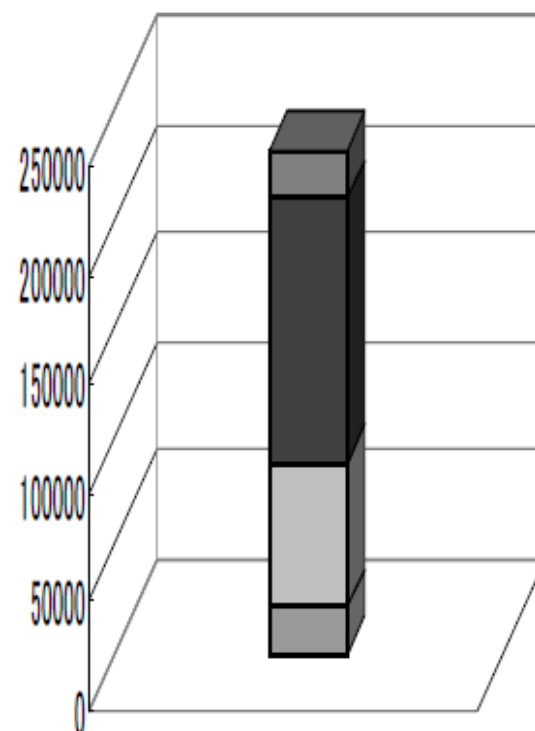
ホームレス対策

あいりん対策事業経費

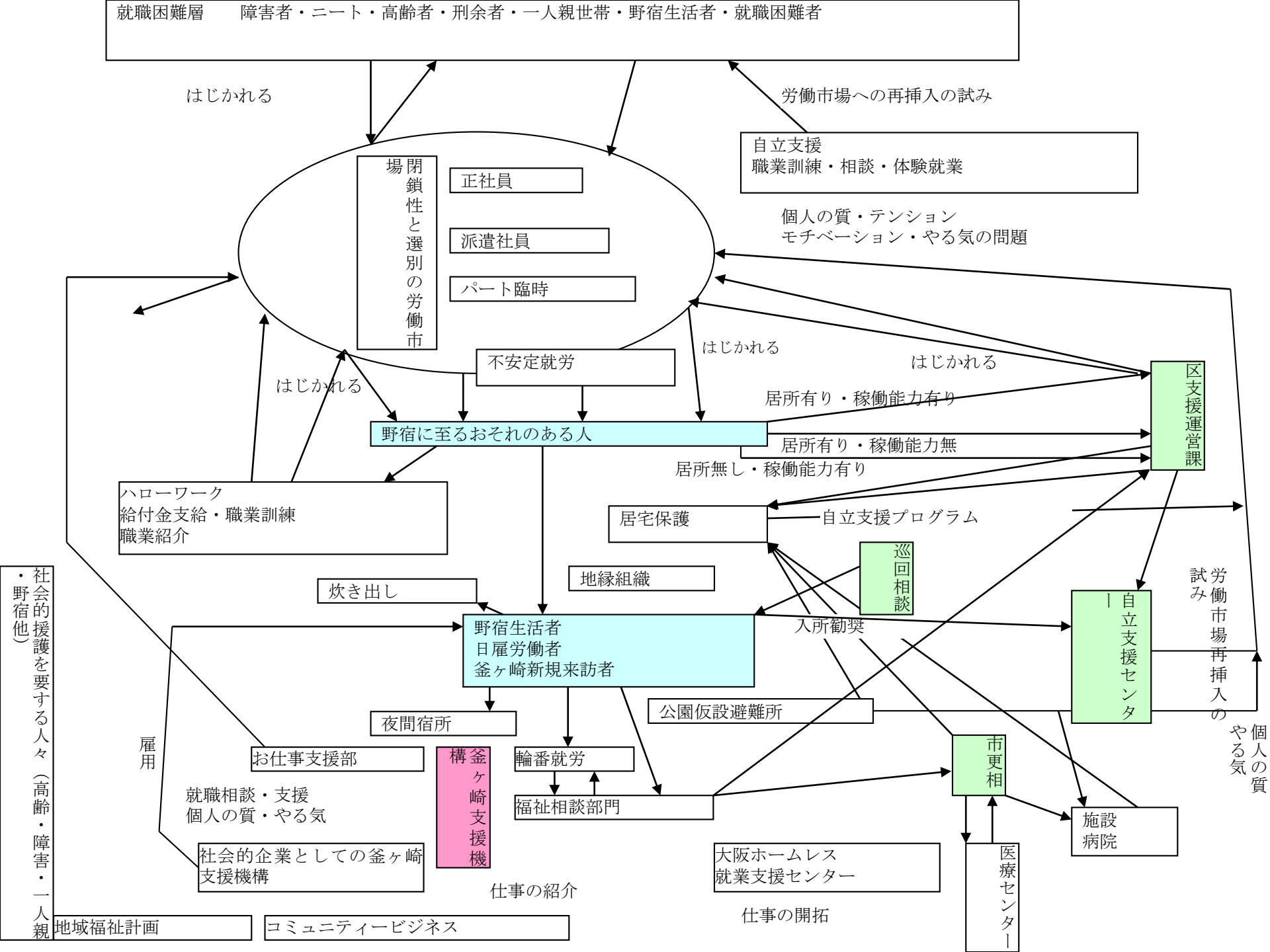


	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
■労働福祉対策費	64,266	77,506	64,718	61,048	57,739
■福祉機関等運営費	17,643	17,978	17,778	17,796	16,541
□緊急法外援護費	24,825	25,422	28,821	46,751	32,902
■医療援助費	82,758	82,457	81,728	80,109	78,858
□越年対策費	27,804	38,424	33,326	31,460	32,216

財源内訳(2004年)



■国費 □府費 ■市費 □その他



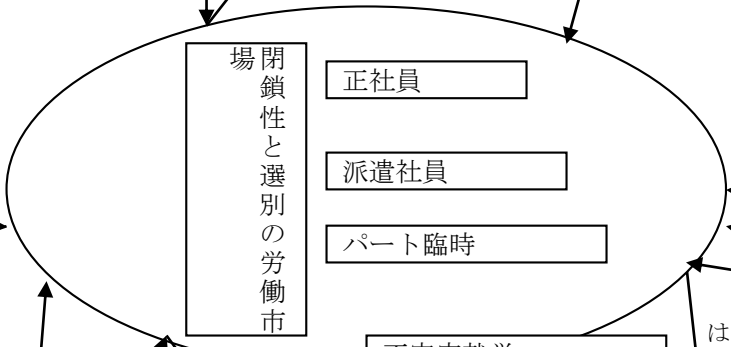
就職困難層 障害者・ニート・高齢者・刑余者・一人親世帯・野宿生活者・就職困難者

はじかれる

労働市場への再挿入の試み

自立支援
職業訓練・相談・体験就業

個人の質・テンション
モチベーション・やる気の問題



不安定就労

はじかれる

はじかれる

区支援運営課

居所有り・稼働能力有り

野宿に至るおそれのある人

居所有り・稼働能力無

居所無し・稼働能力有り

ハローワーク
給付金支給・職業訓練
職業紹介

居宅保護

自立支援プログラム

地縁組織

巡回相談

自立支援センター

労働市場再挿入の試み

やる気

炊き出し

野宿生活者
日雇労働者
釜ヶ崎新規来訪者

入所勧奨

夜間宿所

公園仮設避難所

市更相

施設病院

大阪ホームレス
就業支援センター

医療センター

雇用

お仕事支援部

就職相談・支援
個人の質・やる気

社会的企業としての釜ヶ崎支援機構

釜ヶ崎支援機構

輪番就労

福祉相談部門

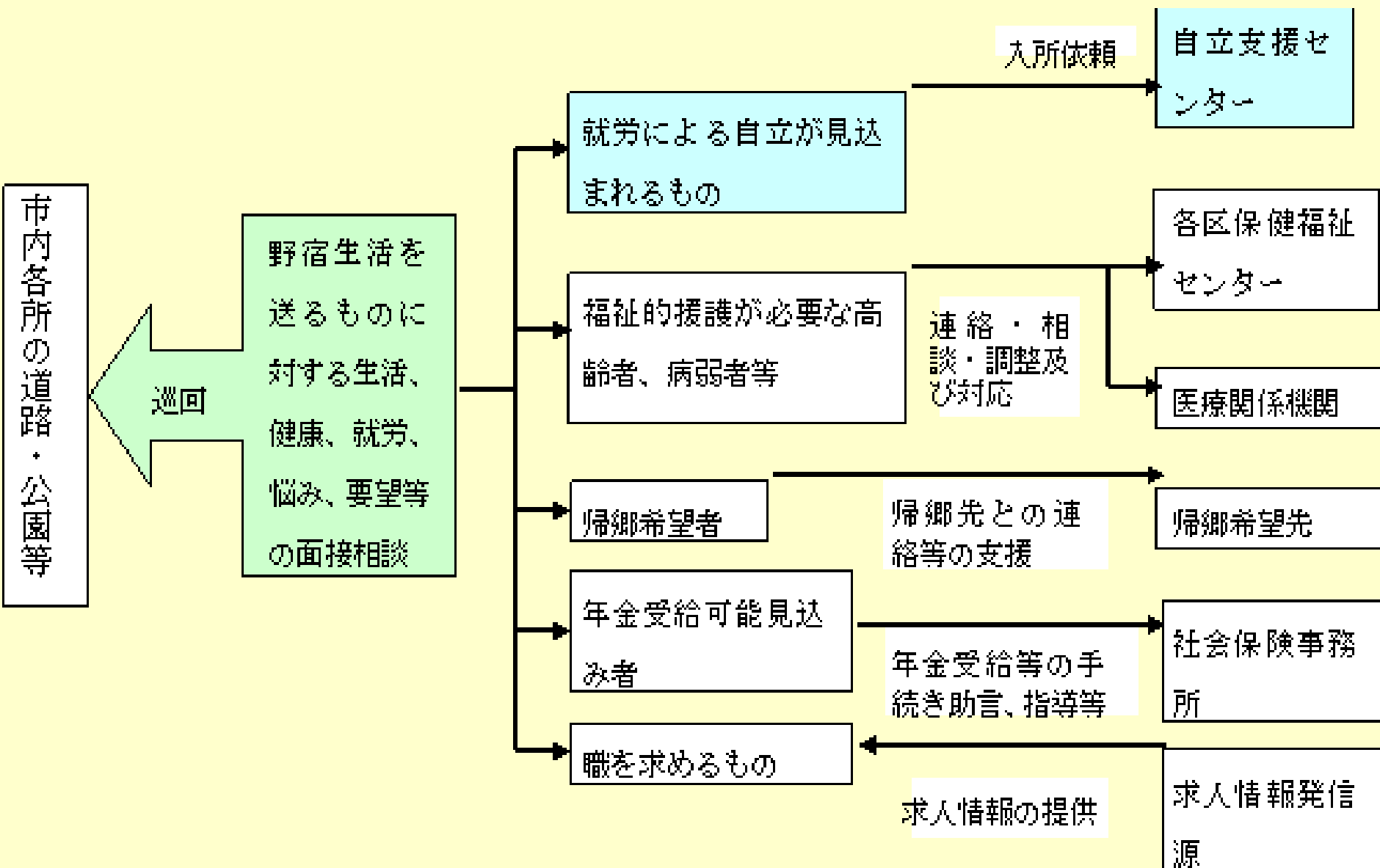
仕事の紹介

仕事の開拓

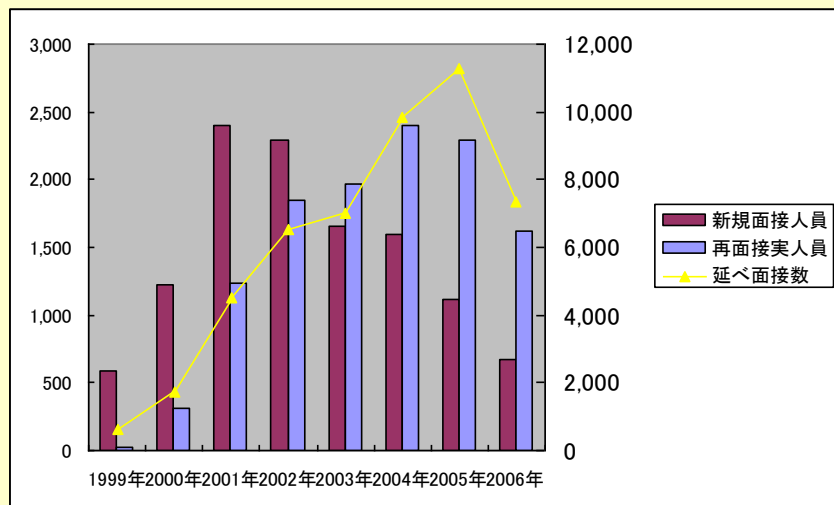
地域福祉計画

コミュニティビジネス

市内野宿生活者巡回相談事業



相談年		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	計
新規面接人員		587	1,229	2,403	2,290	1,655	1,591	1,122	670	11,547
1999年再接分	相談実人員	20								20
	延面談回数	22								22
2000年再接分	相談実人員	82	225							307
	延面談回数	138	354							492
2001年再接分	相談実人員	96	267	868						1,231
	延面談回数	135	441	1,533						2,109
2002年再接分	相談実人員	76	188	555	1,024					1,843
	延面談回数	162	394	1,147	2,542					4,245
2003年再接分	相談実人員	71	187	395	518	802				1,973
	延面談回数	191	499	1,015	1,330	2,325				5,360
2004年再接分	相談実人員	78	191	387	393	425	927			2,401
	延面談回数	309	652	1,450	1,413	1,531	2,890			8,245
2005年再接分	相談実人員	73	177	334	302	283	504	624		2,297
	延面談回数	395	900	1,852	1,377	1,340	2,461	1,821		10,146
2006年再接分	相談実人員	40	113	250	228	186	275	258	275	2,020
	延面談回数	257	502	1,169	937	692	1,236	1,070	804	6,667
全年度再接分	相談実人員	536	1,348	2,789	2,465	1,696	1,706	882	275	11,697
	延面談回数	1,609	3,742	8,166	7,599	5,888	6,587	2,891	804	37,286

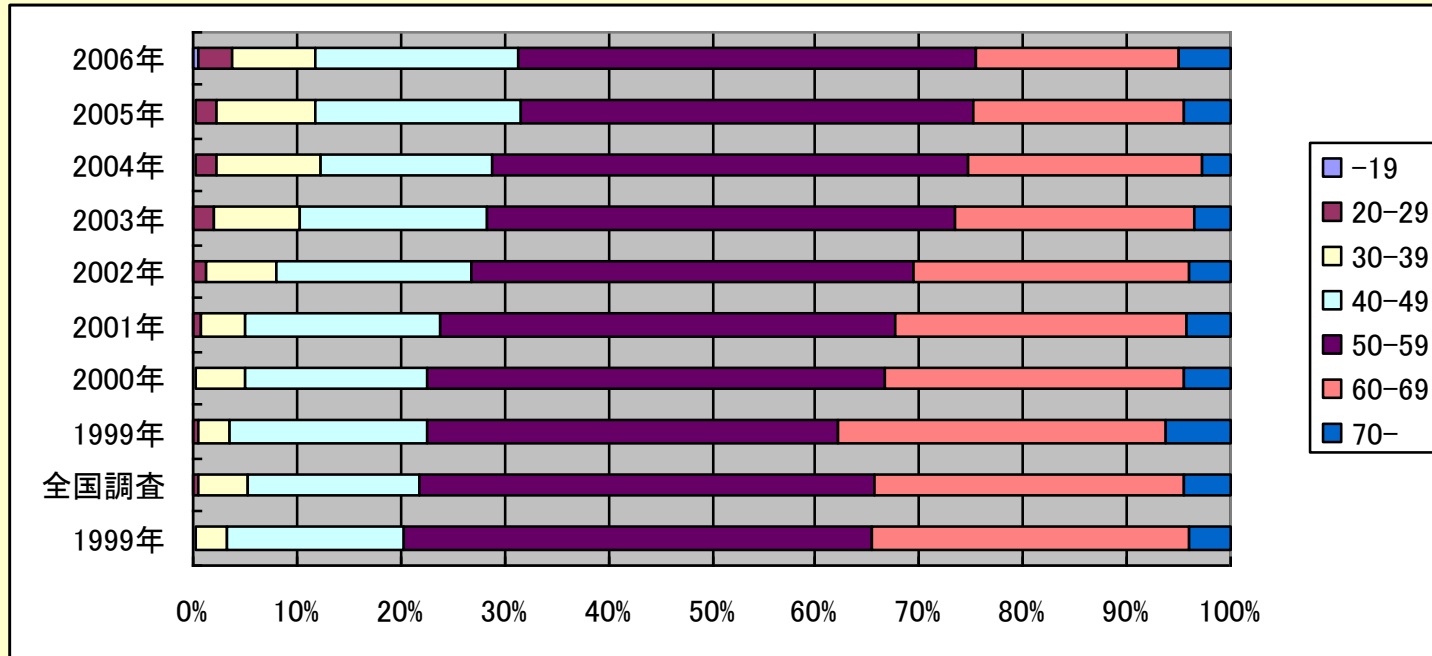


新規面接と再接分を、新規面接を受けた年、再接分を受けた年で集計したのが、上の表である。2000年についていえば、1,229人が新規に面接を受け、その年の内に225人が、延べ354回の面接を受けている。2000年の面接には、1999年に新規面接を受けたものの内82人がおり、その面接延べ総数は138回であった。

%

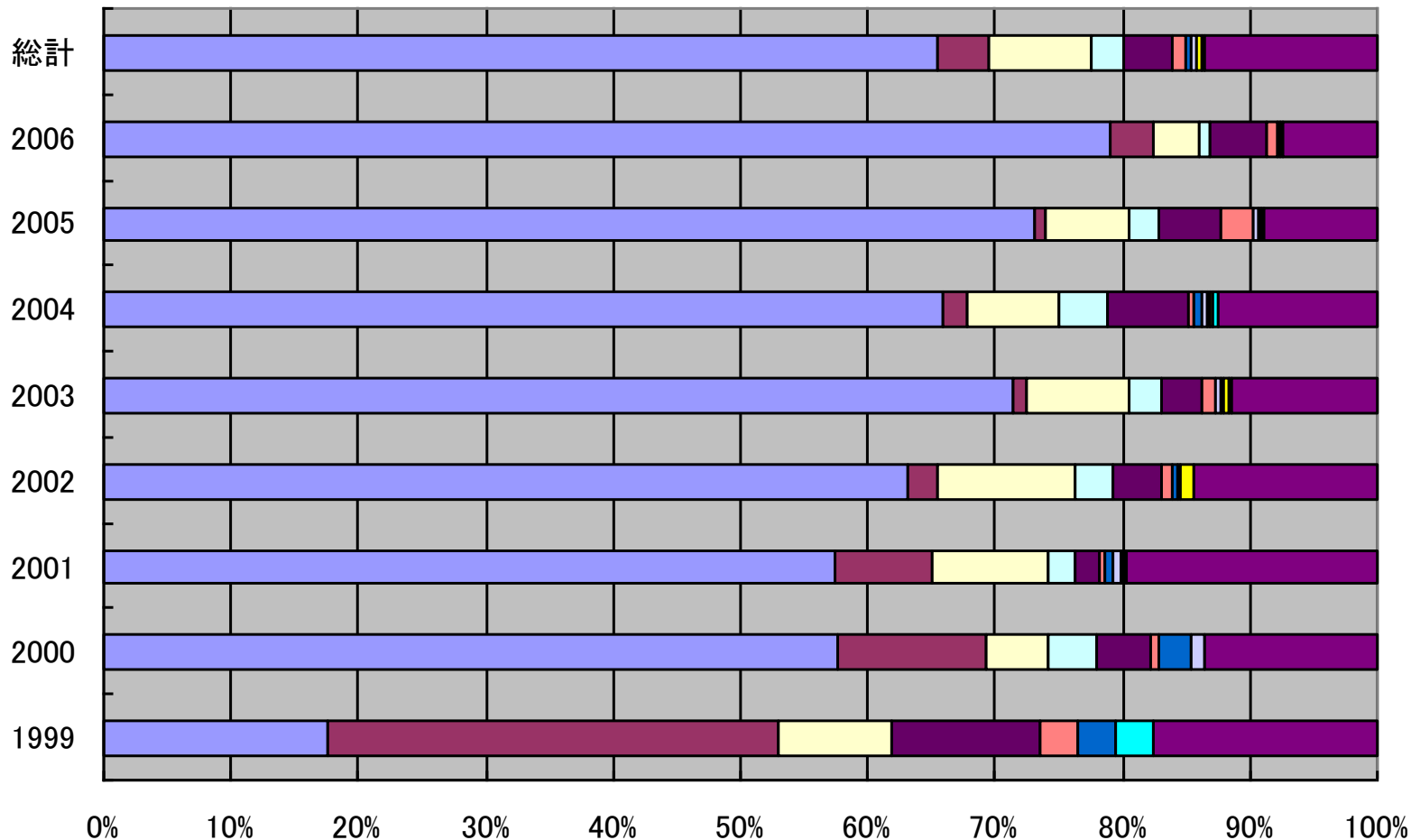
年齢区分	1999年	全国調査	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
-19			0	0	0	0	0	0.3	0.2	0.5
20-29	0.2	0.6	0.5	0.3	0.7	1.3	2	1.9	2.1	3.3
30-39	3	4.6	2.9	4.6	4.3	6.7	8.2	10	9.5	7.9
40-49	17.1	16.5	19.2	17.7	18.9	18.8	18.1	16.5	19.8	19.6
50-59	45	43.9	39.6	44	43.8	42.6	45.1	46.1	43.6	44.2
60-69	30.8	29.9	31.6	28.8	28	26.7	23.1	22.5	20.4	19.6
70-	3.9	4.5	6.2	4.6	4.3	3.9	3.5	2.7	4.4	4.9
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

平均年齢	55.8歳	55.7歳	56.2歳	55.5歳	55.0歳	54.2歳	53.3歳	52.9歳	52.8歳	52.8歳
最高年齢	85歳		88歳	88歳	90歳	85歳	92歳	85歳	83歳	86歳
最小年齢	27歳		20歳	23歳	19歳	19歳	20歳	18歳	18歳	16歳

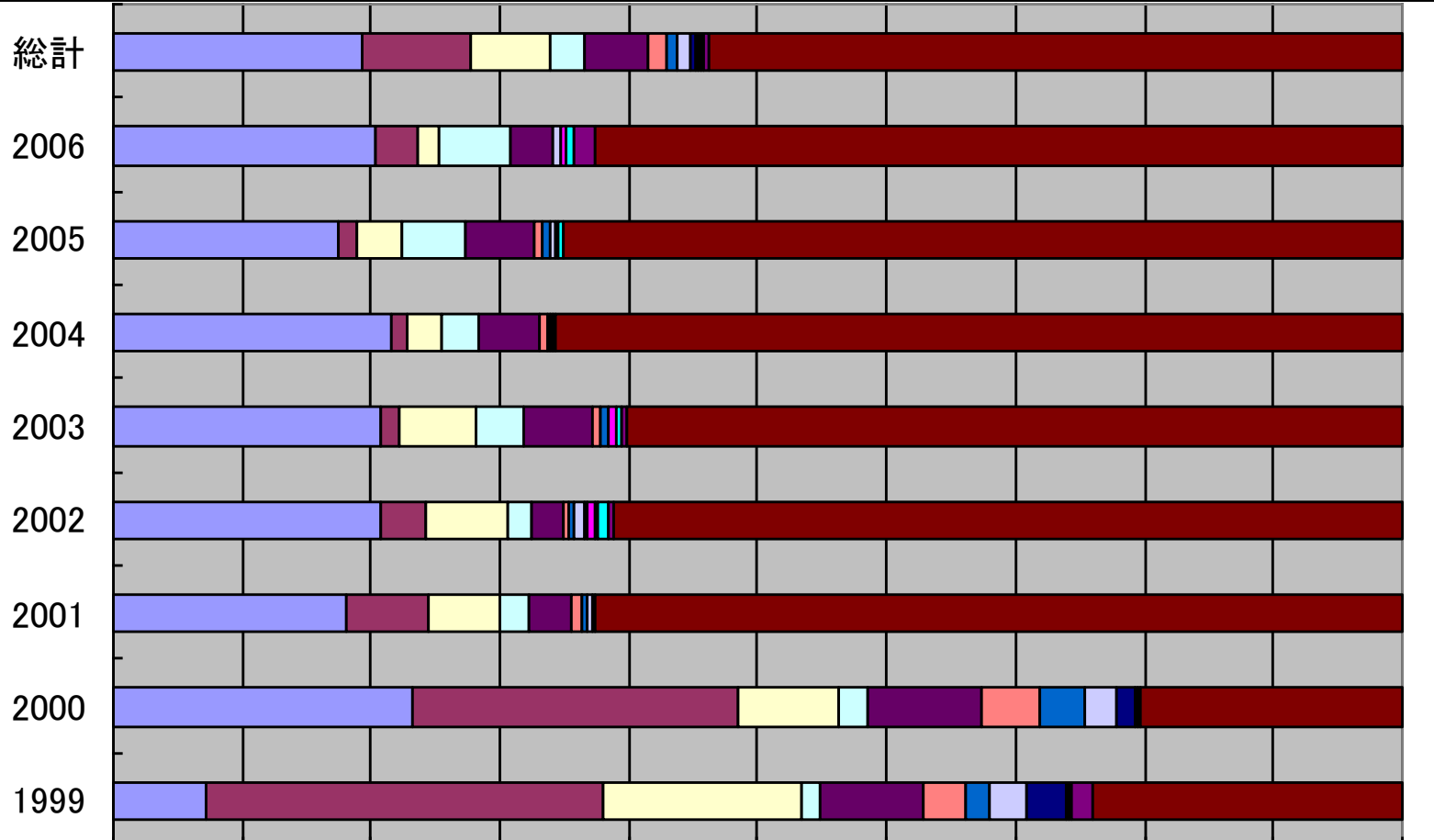


依頼有り

- 支援センター入所
- 仕事による自立
- 福祉施設入所
- 居宅保護
- 医療
- 住居確保
- 各種手続き支援
- 帰郷・連絡等
- 食事の確保
- 金銭の支援
- 野宿からの脱却
- その他
- 無し



依頼無し



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

全

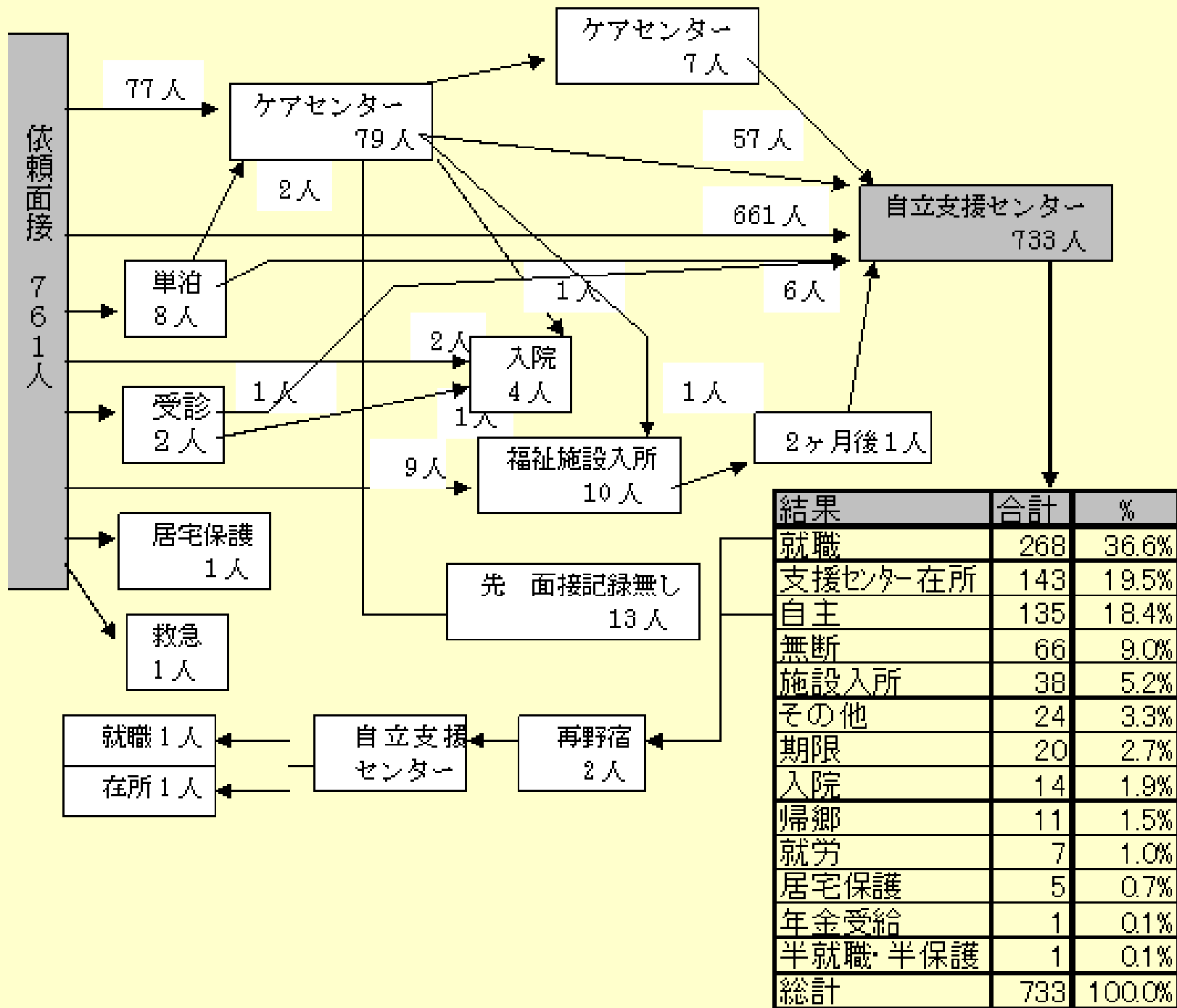
依頼区分	支援センター入所	仕事による自立	総計
保健福祉センター	1,005	54	1,059
大阪市更生相談所	815	9	824
行政機関(含む外郭)	416	39	455
民間団体・病院等	233	10	243
公園事務所	242	44	286
建設局工営所	185	22	207
総計	2,896	178	3,074

先
面接記録無し

結果あり				結果無し			
要望区分							
依頼区分	支援センター入所	仕事による自立	総計	依頼区分	支援センター入所	仕事による自立	総計
保健福祉センター	317	9	326	保健福祉センター	688	45	733
大阪市更生相談所	146	3	149	大阪市更生相談所	669	6	675
行政機関(含む外郭)	119	2	121	行政機関(含む外郭)	297	37	334
民間団体・病院等	68		68	民間団体・病院等	165	10	175
公園事務所	57	2	59	公園事務所	185	42	227
建設局工営所	37	1	38	建設局工営所	148	21	169
総計	744	17	761	総計	2,152	161	2,313

(A)依頼有り・初回面接のみ、結果ありグループの要望と結果

* 要望＝支援センター入所・仕事による自立



ホームレスの人たちへの就業機会拡大に関する企業アンケート

大阪ホームレス就業支援センター運営
協議会

2006年8月

- ホームレスの人雇用経験有りは、9社。内7社がビルメン・清掃関係
- 現在募集中—75社（ホームレスの人に就職の可能性有り—18社、52社は、全く考えていない）。
- 可能性有りでも「住居提供ができない、雇用主との信頼関係を築けるか不安、あるいは、十分な身元保証が確認できること」などの注記がある。
- 全く考えていない理由で、「ホームレスとなるような人が、戦力になるとは思えない」は論外であるとしても、ホームレス→住居不安定→生活不安定→性格・パーソナリティの不安定という、推定連鎖に基づく「拒否」が多いと考えられる（住居不安定な人の信用度が低い）。この推定連鎖は、「元ホームレス」にもおよびえるものである。

発送5,173通、回収総数は、376通、内無効1で、
発送総数に対する有効回収率は7.3%

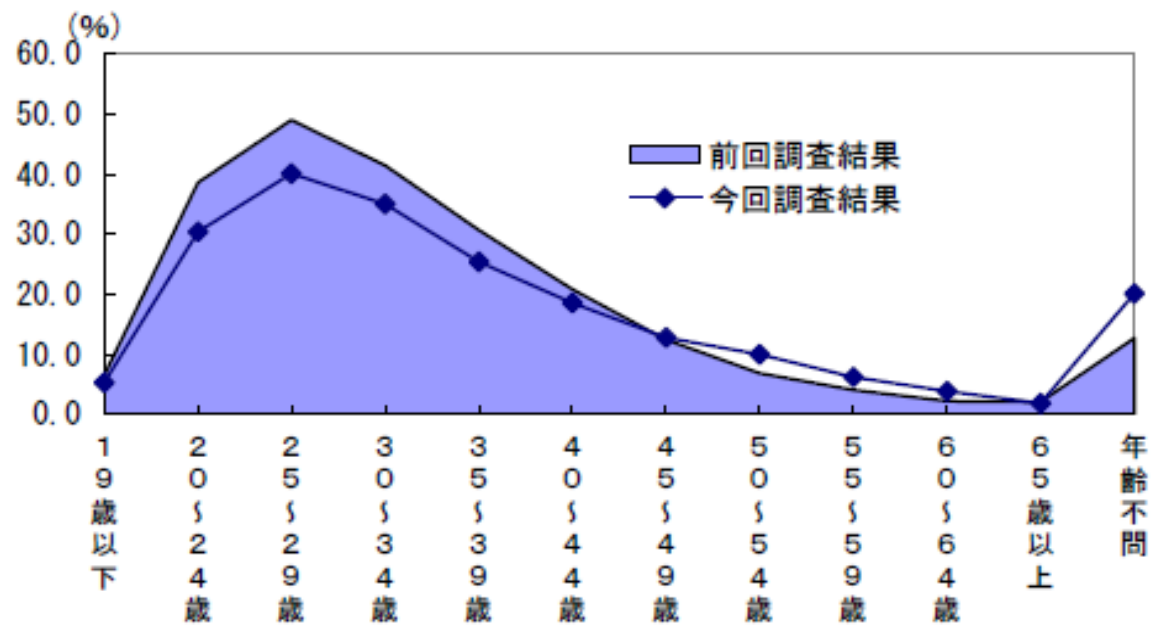
全国の総求人数の674万8千人について求人年齢別(複数回答)に内訳をみると、求人のボリュームゾーンは20～30代にあるが、特に「25～29歳」が中心で求人数は270万7千人である。

構成比でみると、最も多い「25～29歳」は40%で、ついで多いのは「30～34歳」で全体の35%、「20～24歳」で30%である。

前回調査と比較すると前回同様「25～29歳」が最も高いが、「20～24歳」「25～29歳」の割合が8%前後低下するなど44歳以下の年齢層については構成比が低下している。

一方で「年齢不問」が7ポイント、「50～54歳」が3ポイント、「55～59歳」が2ポイント、「60～64歳」が1ポイント上昇しており、中高年層に対するニーズが相対的に高まっている。

■年齢別の求人数の構成比



経済産業省の「人材ニーズ調査(2004年)」によって、求人数における年齢別の構成比を見ると、25-29歳の40%を頂点として、高齢になるほど減少している。40-44歳で、20%を占めるに過ぎない。この求人動向は、短期野宿と長期野宿の年代の構成比変化を説明しうるものであると考えられる。長期野宿に占める49歳以下の割合は、短期野宿の中に占める49歳以下の割合よりもかなり低い。

問題は、これらの長期化しなかった49歳以下の人々が、将来にわたって再野宿とならないと予測できるかどうかである。

土木建設産業関係で働いていた人が野宿生活者の中に占める割合が高く、とりわけ日雇いという雇用形態で働いていた人々が多いことは、これまで検討してきた中で確認されたところである。景気や季節変動で就労機会が安定せず、加齢によっても就労機会が狭まることが、野宿に至る大きな要因である。

この特徴は、長く土木建設関係と中小零細の製造に見られたものであったが、今や全産業に及んでいる。

電機総研「電機産業における請負活用の実態に関する調査」(2003年)

製品のライフサイクルが「数ヶ月」の事業所では、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所が7割を超え、「半年程度」の事業所では5割となっている。製品のライフサイクルが「1年」を超えると、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所比率は2～3割程度にとどまっている。また、生産変動の見通し別にみた請負労働者比率をみると、「ほとんどつかない」事業所では、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所が6割を超えている

付2 - (3) - 7表 請負労働者の年齢構成

(単位 %)

総数	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
100.0	1.1	35.4	34.3	15.7	10.7	1.6	1.3

資料出所 厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」(2005年)

■過剰感のある年齢層(年齢によって過剰感ありベース)

	(%)	全業種平均 (%)
24歳以下	1.34%	5.61%
25～29歳	27.80%	4.48%
30～34歳	0.00%	5.68%
35～39歳	1.44%	3.74%
40～44歳	6.74%	7.95%
45～49歳	34.13%	12.61%
50～54歳	3.40%	24.27%
55～59歳	12.71%	33.40%
60歳以上	51.72%	39.67%

人材ニーズ調査によれば、人材派遣業種で過剰感のある年代のトップは45-49歳である。

請負労働者や人材派遣で働く人々の加齢による長期失業から派生する野宿問題への影響は、今後顕著になるものと考えられる。

付2 - (3) - 13表 請負労働者の雇用契約の状況

[雇用契約における雇用期間の定めの有無](単位 %)

総数	定められている	定められていない (定年までの雇用を含む)	不明
100.0	53.3	43.1	3.6

[雇用契約期間 (雇用契約期間の定めのある者のみ)]

(単位 %)

該当者	1ヶ月	2～3ヶ月	4～6ヶ月	7～12ヶ月	13ヶ月以上	不明
100.0	5.1	29.8	41.4	22.0	1.4	0.3

資料出所 厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」(2005年)

付3 - (2) - 5表 フリーター、ニートの採用について (複数回答)
(単位 %)

方針	割合
正規従業員として採用するつもりはないが、非正規従業員として採用する	23.3
正規従業員としても、非正規従業員としても採用するつもりはない	41.8
積極的に正規従業員として採用して育成したい	1.4
その他	8.1
特に区別せず正規従業員として採用する	23.4
無回答	3.8

資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「人口減少社会における人事戦略と職業意識に関する調査」(企業調査 2004年)

(注) 複数回答。

短期契約で転職を繰り返す人々が、正規雇用の中に入り込むことは容易ではなく、結婚することもできず、単身のまま中高年齢期に突入する。

付3 - (2) - 23表 年齢階級別有配偶者の占める割合 (男性)

(単位 %)

年齢階級計	1992年				2002年			
	雇用者計	正規従業員	非正規従業員	パート・アルバイト就業者等	雇用者計	正規従業員	非正規従業員	パート・アルバイト就業者等
年齢階級計	70.9	68.9	64.9	57.8	67.4	67.2	53.0	51.6
15～19歳	1.1	1.1	0.9	0.9	2.7	3.4	1.7	1.2
20～24歳	8.7	8.8	6.0	3.8	10.5	12.1	5.7	3.7
25～29歳	34.4	34.8	20.0	13.5	32.2	34.4	14.8	10.2
30～34歳	67.4	67.8	40.4	28.8	57.3	59.2	30.3	18.6
(92年との差)								
年齢階級計	-	-	-	-	-3.4	-1.7	-11.9	-6.2
15～19歳	-	-	-	-	1.7	2.3	0.8	0.3
20～24歳	-	-	-	-	1.8	3.2	-0.3	-0.1
25～29歳	-	-	-	-	-2.2	-0.4	-5.2	-3.3
30～34歳	-	-	-	-	-10.0	-8.6	-10.1	-10.2

資料出所 総務省「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 在学者を除く。年齢階級計は、15歳以上の合計。

これはまさに、現在野宿生活者の多数を占める日雇い労働者たちが、かつてたどってきた道である。

付3 - (2) - 1表 年齢階級別フリーター数及びその各年齢人口に対する比率

(単位 万人、%)

年齢階級	2002年		2003年		2004年		2005年	
		対人口比		対人口比		対人口比		対人口比
15～34歳計	208	11.1	217	11.6	214	11.6	201	11.2
15～24歳	117	19.7	119	20.5	115	20.5	104	19.4
25～34歳	91	7.1	98	7.6	99	7.8	97	7.7
(参考) 35～44歳	25	2.8	29	3.2	28	3.0	30	3.2

資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」

(注) 1) フリーターの定義は、第1 - (1) - 24図の注を参照。

2) 男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者。

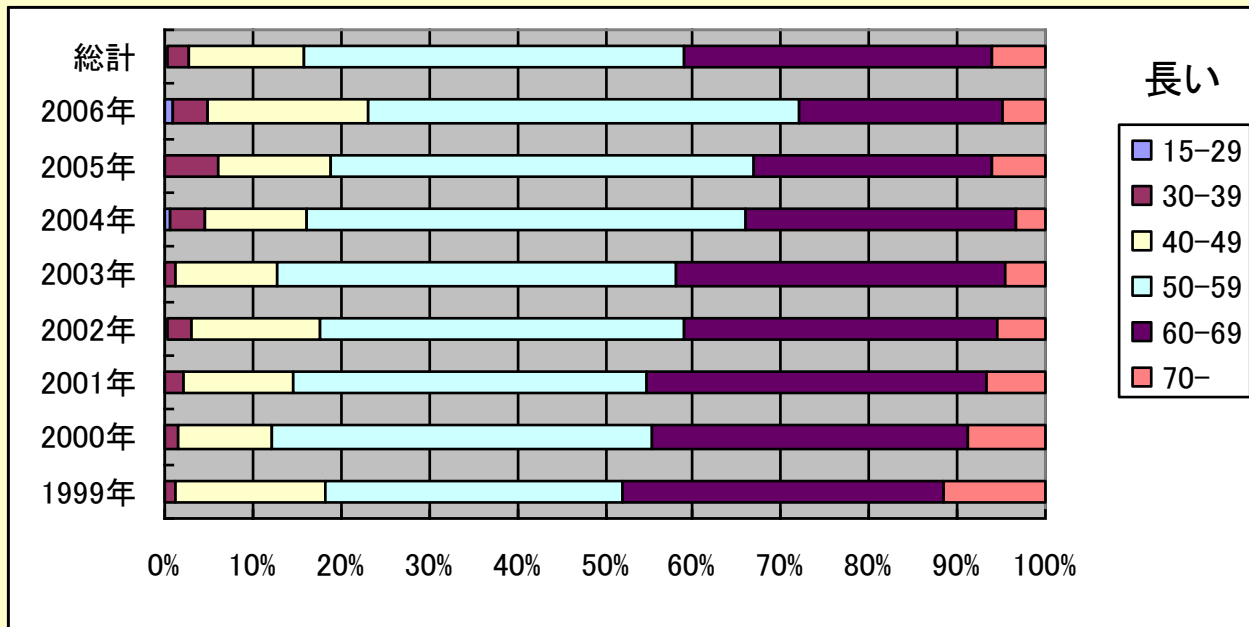
付3 - (2) - 2表 年齢階級別非正規従業員数及びその各年齢人口に対する比率

(単位 万人、%)

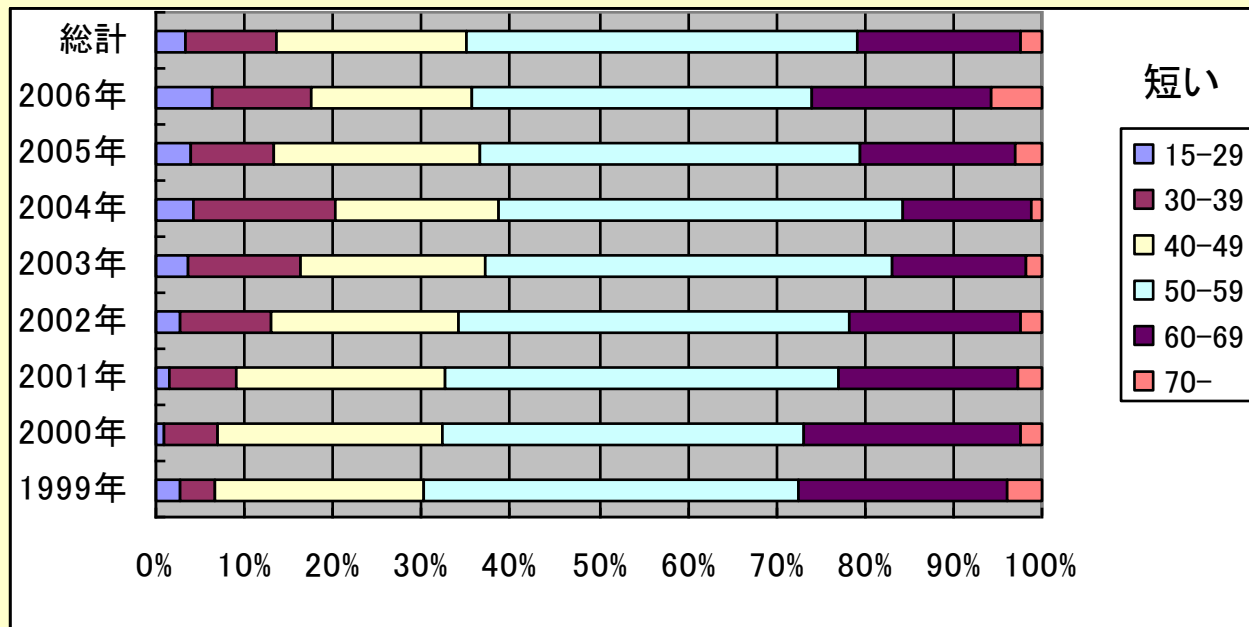
年齢階級	2002年		2003年		2004年		2005年	
		対人口比		対人口比		対人口比		対人口比
15～34歳計	286	15.2	301	16.1	326	17.7	329	18.3
15～24歳	133	22.4	139	24.0	144	25.7	140	26.1
25～34歳	153	11.9	162	12.6	182	14.3	189	15.0
(参考) 35～44歳	51	5.8	54	6.0	67	7.3	69	7.3

資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」

(注) 男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者。

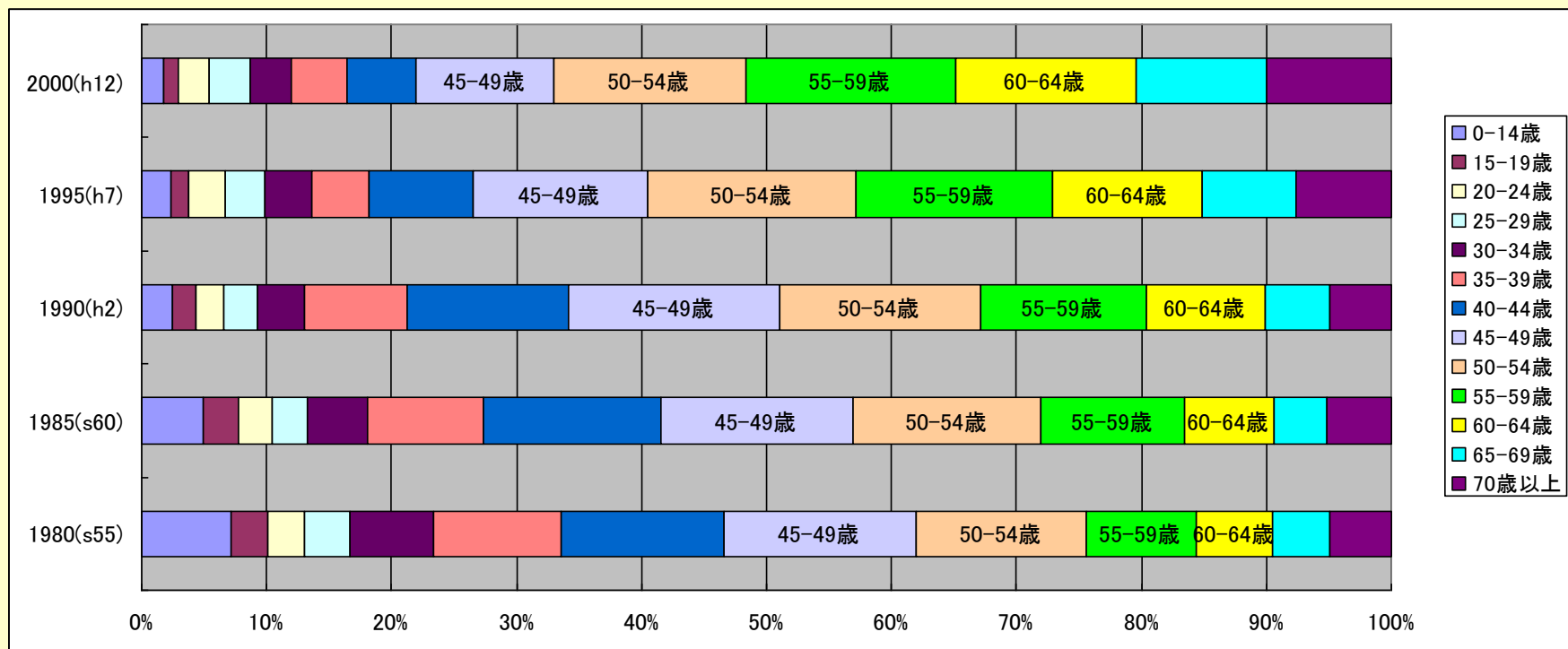


野宿期間が長い短い
 で年齢構成を比べると、
 60歳以上では増加、50
 歳代では一定、それ以
 下の年代では減少して
 いることがわかる。60歳
 以上は野宿に定着する
 割合が高く、50歳代後
 半の加齢によって追加
 される。50歳代後半は、
 やはり野宿に定着する
 割合が高く、しかも常に
 同年代で追加されてい
 る。50歳以下は、流動
 性が高い。このように見
 ることができるであろう。



釜ヶ崎地区の高齢化(国勢調査による)

	0-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70歳以上
1980(s55)	1,592	665	633	808	1,488	2,281	2,893	3,420	3,013	1,963	1,357	1,026	1,094
1985(s60)	1,136	650	624	647	1,123	2,145	3,270	3,557	3,451	2,665	1,659	955	1,201
1990(h2)	667	505	596	729	996	2,207	3,487	4,544	4,316	3,542	2,563	1,392	1,322
1995(h7)	569	342	687	753	913	1,090	1,998	3,342	3,991	3,749	2,863	1,805	1,822
2000(h12)	419	254	571	756	776	1,035	1,272	2,533	3,562	3,881	3,335	2,417	2,310
2005(h17)	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
2000/1980=	26.3%	38.2%	90.2%	93.6%	52.2%	45.4%	44.0%	74.1%	118.2%	197.7%	245.8%	235.6%	211.2%
1980(s55)	7.2%	3.0%	2.8%	3.6%	6.7%	10.3%	13.0%	15.4%	13.6%	8.8%	6.1%	4.6%	4.9%
1985(s60)	4.9%	2.8%	2.7%	2.8%	4.9%	9.3%	14.2%	15.4%	15.0%	11.5%	7.2%	4.1%	5.2%
1990(h2)	2.5%	1.9%	2.2%	2.7%	3.7%	8.2%	13.0%	16.9%	16.1%	13.2%	9.5%	5.2%	4.9%
1995(h7)	2.4%	1.4%	2.9%	3.1%	3.8%	4.6%	8.4%	14.0%	16.7%	15.7%	12.0%	7.5%	7.6%
2000(h12)	1.8%	1.1%	2.5%	3.3%	3.4%	4.5%	5.5%	11.0%	15.4%	16.8%	14.4%	10.5%	10.0%
2005(h17)	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?



大阪市立更生相談所敷金支給

- * 窓口支給
- * 施設・病院から

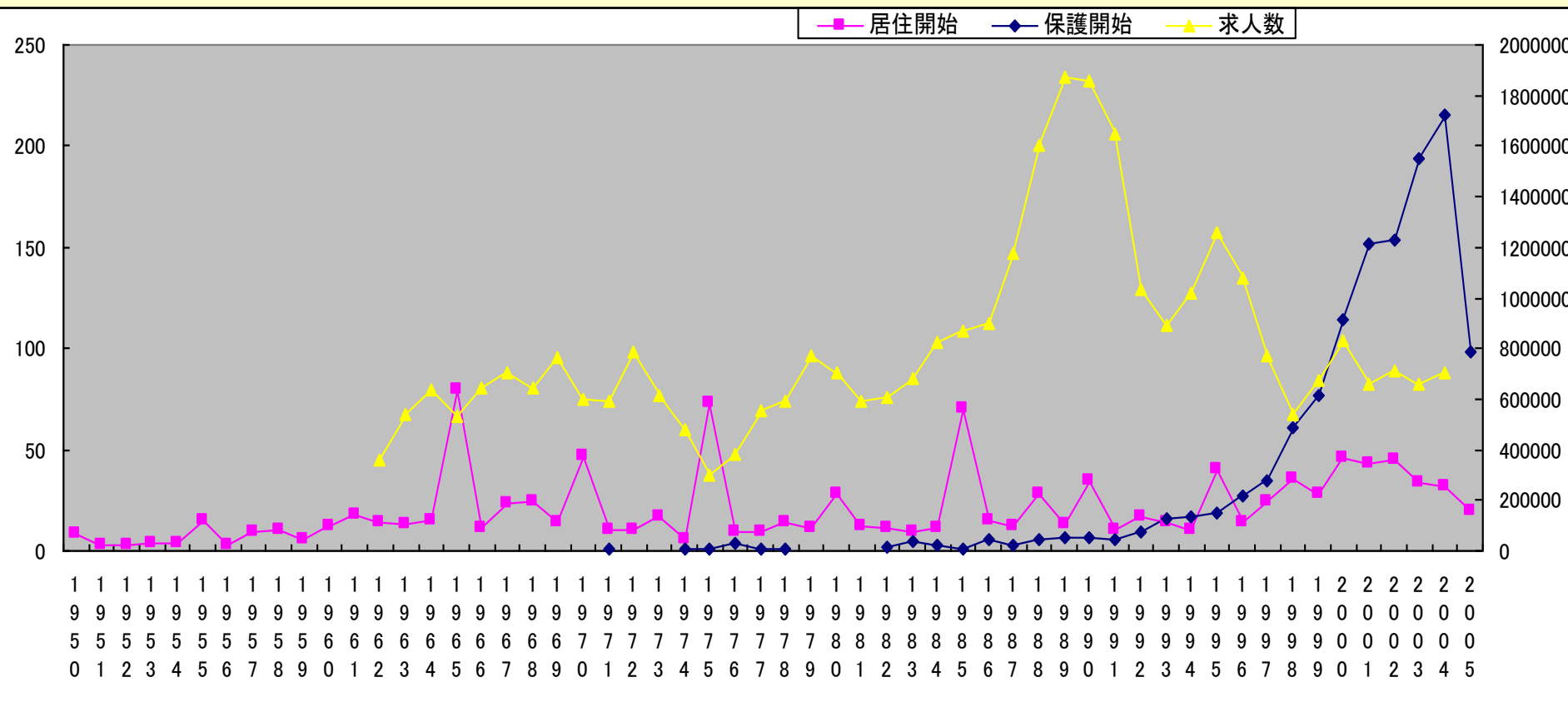
256件
410件

2005年度末

行旅病人入院在籍数	約3,000人
施設在籍数	約1,700人
国勢調査野宿生活者	3,540人
合計	8,240人

行旅病人(救急搬送)

- * 2001年 17,458件
- * 2004年 9,736人



大阪市内野宿生活者数変動要因別検討(推計)

1998年	野宿生活者		8,660人
7年間 減少 要因	行旅死亡人	年平均140人	980人
	病院・施設で死亡	年平均573人	4,013人
	生活保護(居宅)移行		9,000人
	自立支援センターから自立		1,100人
減少計			15,093人
7年間増加数 年平均1,633人			11,433人
2005年	野宿生活者		約5,000人

* 2005年の野宿者数(推定)と1998年の野宿者数を比較すると3,660人減少している。

* しかし、その間生活保護で路上からアパートへ移行した人は9,000人いる。

* 路上で死んだ人、病院で亡くなった人などを加えると、7年間で15,000人減少している。

* にもかかわらず、未だ野宿生活者がいるということは、新規流入があることを示す。

再再度 人権—法律が決める？ 社会が決める？ 人が決める？

人権

人々、が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利

人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利

人権の具体的な内容

- 人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障
- 法の下での平等
- 衣食住の充足などに関わる権利
- 人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれている。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的な関係にある。

心理的差別

実体的差別

小テストー1

1) 条文内の空白を埋めよ

社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が()で、思慮が()し、社会福祉の増進に()があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。
(社会福祉法第19条)

2) 文内の空白を埋めよ

人権教育はたんなる()にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の()について学びまたその尊厳をあらゆる()で確立するための()と()について学ぶための生涯にわたる総合的な過程であることを国連総会は確信している。
人権教育のための国連10年(国連総会決議)

小テストー2

3) 1965年8月11日 同和対策審議会答申のいう「心理的差別」の説明。語を補え

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに()する差別であるが、それは()や()や()を()として顕在化する

4) 1965年8月11日 同和対策審議会答申のいう「実態的差別」の説明。語を補え

実態的差別とは、()に()されている差別のことである。

5) 「大阪市における野宿者死亡調査」によると、総死因では、標準化死亡比は、下記の内どれであったか。正しいものに丸をつけよ。

① 44.42

② 3.56

③ 0.25